

<対策のポイント>

農業現場における戦略的な知財の保護・活用を進めるため、農業知財専門人材とのマッチング、助言や伴走支援を行うための総合支援窓口の整備を推進します。また、農業現場の知財意識の向上、農業知財専門人材の育成のほか、種苗業者の知財管理能力の向上に向けて支援します。

<事業目標>

輸出事業計画の認定輸出事業者における知的財産の保護・活用の実施率80%、相談対応件数1,000件〔令和11年度まで〕

<事業の内容>

1. 農業知的財産保護・活用等支援事業 98（71）百万円

① 農業知財総合支援窓口の整備

農業現場と農業知財専門人材とをマッチングし、農業知財保護・活用に向けた実践的な相談対応を行うための窓口の整備を推進します。有望な案件については、専門家による伴走支援を行います。

② 知財人材の育成・確保

現場での農業知財の保護・活用が進むよう、
ア 農業現場に適したアドバイスができる専門人材の育成・確保
イ 農業・食品産業関係者全体の意識向上
を目的とする、研修セミナーの実施を支援します。
あわせて、種苗業者向け種苗管理プログラムの作成とその展開を推進します。

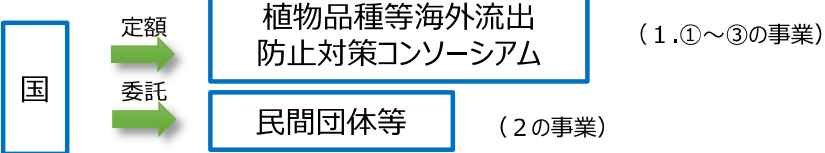
③ 品種流出等の情報収集、侵害対策・発信

品種流出等の知財侵害状況、他国の知財制度等、権利取得や侵害対応に必要な調査を支援します。

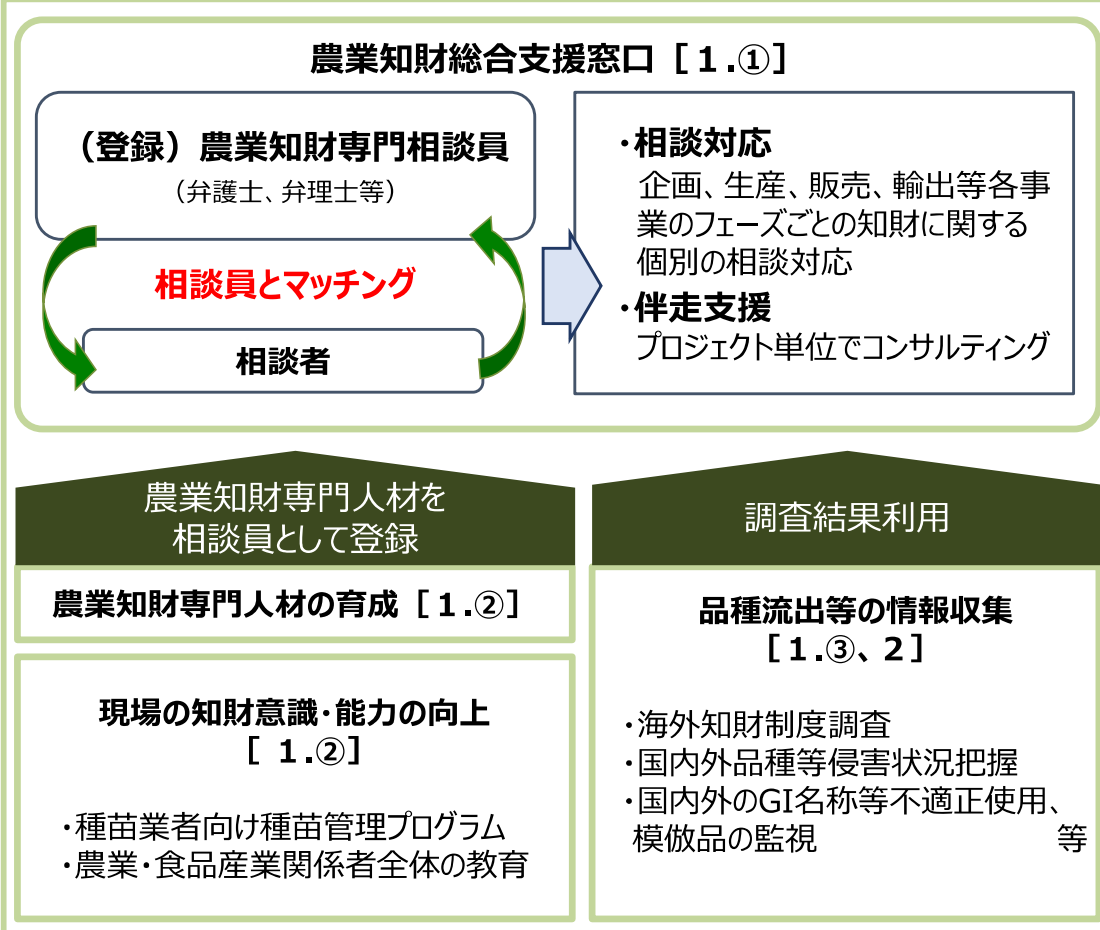
2. 地理的表示模倣品等対策委託事業 28（36）百万円

国内外におけるGI名称等の不適正使用や模倣品の監視を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



＜対策のポイント＞

地理的表示（GI）保護制度の活用促進や輸出拡大のため、GI登録申請から登録後のフォローアップまでの一貫したサポート体制の構築、加工品や輸出を指向する多様な製品の申請拡大、GI産品販路拡大等のための取組を支援します。

＜事業目標＞

地理的表示産品の国内登録数の拡大（200産品〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. GI申請・活用相談、有望産品の掘り起こし

GIの申請を支援する窓口（GIサポートデスク）を設置します。
また、加工品や輸出を指向する多様な産品をGI申請に結びつけるためのサポート、GI産品を使用した加工品等の表示方法等、GI産品の活用に関する相談、GI名称の先使用期限の満了に向けた対応を支援します。

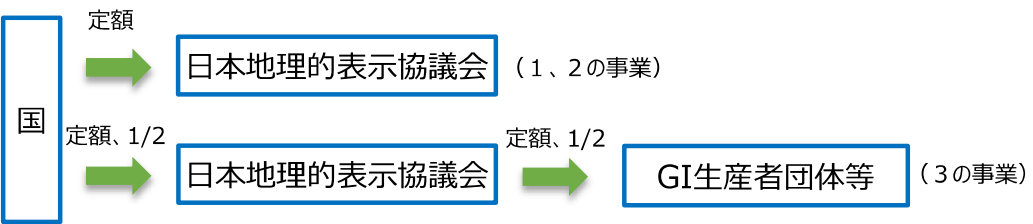
2. GI登録生産者団体支援

登録生産者団体が共同して行う、GI産品の販路拡大等のための取組を支援します。
また、他業種との連携等による販路拡大等に向けた研修会やシンポジウムの開催等を支援します。

3. 海外でのGI等申請・侵害対策支援

海外での知的財産権確立や地理的表示の不正使用等への対応を支援します。

＜事業の流れ＞

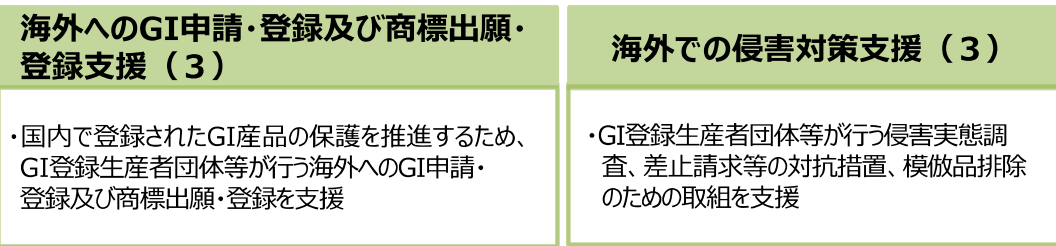


＜事業イメージ＞

申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築、販路拡大等



海外へのGI等申請・登録支援、侵害対策支援



31 国民理解の醸成

<対策のポイント>

食と環境を支える農林水産業・農山漁村に対する国民理解の醸成・行動変容を図るため、**新たな食料システムを支える優良事例の浸透や情報発信、地産地消の推進、農業体験の促進、食品安全に係るリスク低減や環境負荷低減の取組の「見える化」等**のほか、官民連携による食育活動の全国展開や地域での食育活動の推進、食文化の保護・継承のための普及活動等を推進します。

<政策目標>

- 食料自給率の向上
- 環境・人権等の社会的要求への配慮や食品の安全性向上の取組に対する消費者意識の向上 等

<事業の全体像>

1. 消費者等の理解醸成・行動変容推進

消費者理解醸成・行動変容推進事業 101 (53) 百万円

国民理解の醸成・行動変容に向け、新たな食料システムを支える**企業等の優良な取組の表彰**、これらとの接点の場を設け、SNS等による情報発信を行います。

2. 農山漁村の魅力発信

農山漁村振興交付金 10,388 (8,389) 百万円の内数

学校等の施設給食における**地産地消の推進、農業遺産地域の魅力発信、子ども農山漁村体験**や都市農地を活用した**農業体験の促進等**を行います。

3. 食育の推進と食文化の保護・継承

① 食育の推進

ア 食育活動の全国展開事業 76 (65) 百万円

官民連携による食育の全国展開を図るため、**全国食育推進ネットワークの改組・拡充、食育推進全国大会の開催や食育活動の優良事例の表彰等**を行います。

イ 地域での食育の推進 2,269 (1,720) 百万円の内数

生産者と消費者との交流や学校給食における**地場産物活用**の促進など、**地域の関係者等が連携して取り組む食育活動**を推進します。

② 食文化の保護・継承

持続可能な地域の食文化再構築支援事業 10 (―) 百万円

持続的な地域の**食文化の継承**に向けた**体制づくり**や、地域の**食文化の継承環境の整備**を推進します。

4. 事業者の食品安全に係るリスク低減の可視化

有害化学物質・微生物リスク管理総合対策事業

(食品の安全性向上に係る見える化推進事業) 229 (165) 百万円の内数

事業者等における**最新の科学的知見に基づく食品の安全性をより向上させる取組**や消費者への効果的な情報の伝え方等について**情報収集・分析し、効果的な情報発信ツール**を作成します。

5. 環境負荷低減の取組の「見える化」やJ-クレジットを通じた行動変容促進・理解醸成

みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち

食料システム全体での**環境負荷低減に向けた行動変容促進** 3,500 (650) 百万円の内数

① 「みどりの食料システム戦略」に基づく**環境負荷低減の取組のさらなる理解・活用促進**

「みどりの食料システム戦略」の具体的な取組の認知拡大等を図るため、**官民連携による戦略的な取組の露出拡大や消費者の行動変容に向けたインセンティブを充実**します。

② **環境負荷低減の取組の「見える化」の充実**

「見える化」の拡大のため、**畜産物や花き等を対象とした評価手法の検討及び実証販売等**を実施します。また、**加工食品について自主的なカーボンフットプリントの算定に係る実証**を実施します。

③ **農業分野のJ-クレジット創出の推進**

J-クレジット創出拡大のため、**農業者等が取り組むプロジェクトの形成やクレジットの認証等を支援**します。

[お問い合わせ先]

(1の事業)	大臣房政策課食料安全保障室	(03-6744-2395)	(4の事業)	消費・安全局食品安全政策課	(03-6744-2135)
(2の事業)	農村振興局農村計画課	(03-6744-2493)	(5の事業)	大臣官房みどりの食料システム戦略グループ地球環境対策室	(03-6744-2016)
(3①の事業)	消費・安全局消費者行政・食育課	(03-6744-1971)			
(3②の事業)	新事業・食品産業部外食・食文化課	(03-3502-5516)			

32 食育の推進と食文化の保護・継承

【令和7年度予算概算要求額 2,355（1,785）百万円の内数】

<対策のポイント>

官民連携による食育の全国展開を図るため、**全国食育推進ネットワークの改組・拡充、食育推進全国大会の開催や食育活動の優良事例の表彰等**を実施するとともに、**生産者と消費者との交流や学校給食における地場産物の活用**の促進のほか、**産学連携による効果的な食育の取組など、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を推進**します。また、食文化の保護・継承を図るため、持続的な地域の**食文化の継承に向けた体制づくりや、地域の食文化の継承環境の整備**を推進します。

<事業目標>

第4次食育推進基本計画の目標の達成〔令和7年度まで〕

<事業の内容>

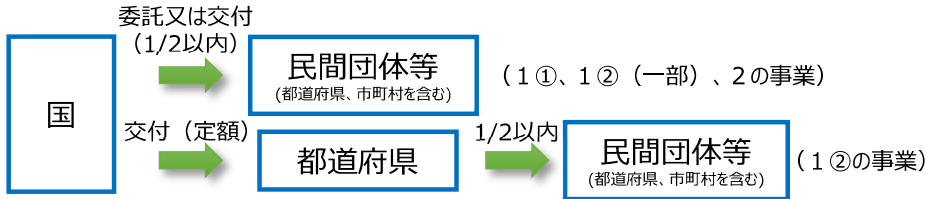
1. 食育の推進

- ① **食育活動の全国展開事業** 76（65）百万円
官民連携による食育の全国展開を図るため、**全国食育推進ネットワークの改組・拡充のほか、食育推進全国大会の開催や食育活動の優良事例の表彰等**を行います。**次期食育推進基本計画の作成・実施に向けた調査・普及啓発**を通じて、更なる食育の推進に取り組みます。
- ② **地域での食育の推進** 2,269（1,720）百万円の内数
第4次食育推進基本計画の目標達成に向けて、**農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流や学校給食における地場産物の活用**の促進のほか、**産学連携による効果的な食育の取組など、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を推進**します。

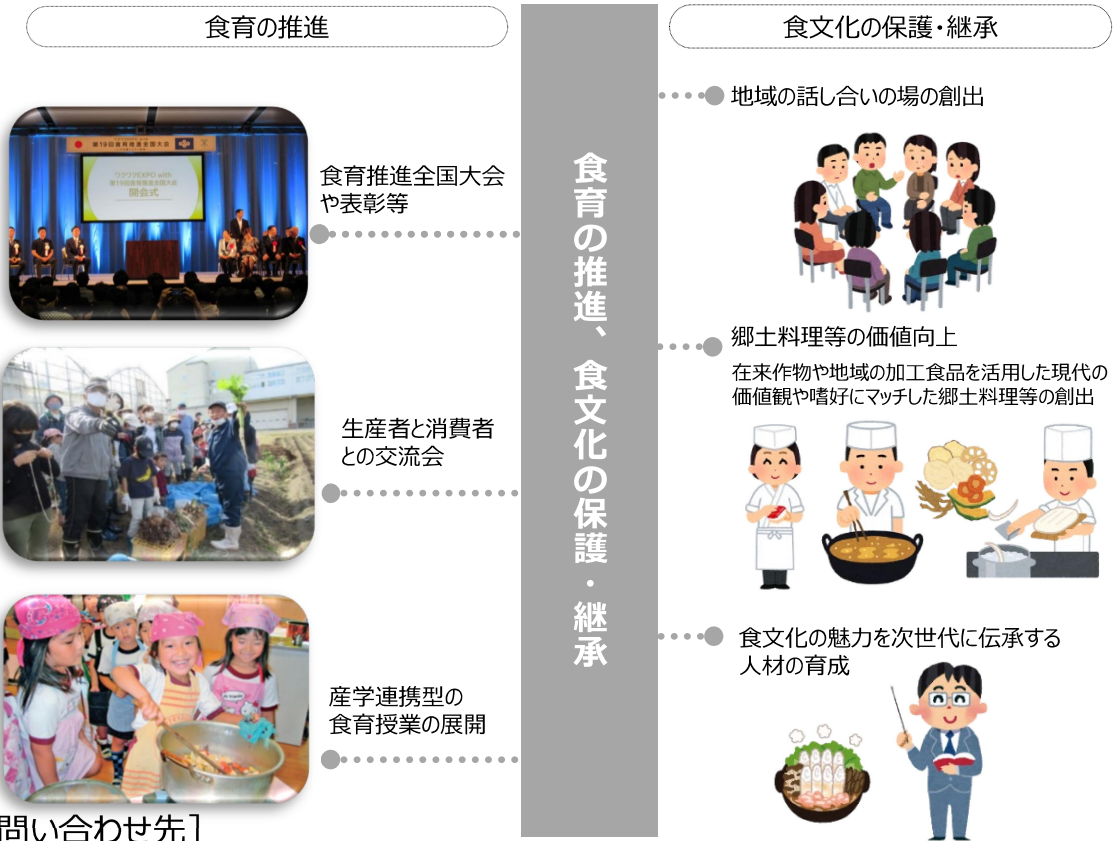
2. 食文化の保護・継承

持続可能な地域の食文化再構築支援事業 10（－）百万円
地域が一体となって地域の食文化の振興を図る「**食文化継承モデル地域**」を選定し、地域の食文化の担い手間の連携強化や、現代の価値観や嗜好に合った形での郷土料理の提供体制の構築を図る取組等、**持続的な地域の食文化の継承に向けた体制づくりや、地域の食文化の継承環境の整備**を推進します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】

(1の事業) 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-6744-1971)
(47の事業) 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 (03-3502-5516)

33 地域の持続的な食料システム確立推進支援事業

【令和7年度予算概算要求額 310（－）百万円】

<対策のポイント>

食品企業による持続的な食料システムの確立に向けて、「**地域連携推進支援プラットフォーム**」を創設し、地域の食に関わる産業を先導する**食品企業と農林漁業者を始めとする地域の多様な関係者の連携を促進し、新たなビジネスの創出等**を支援します。また、食品企業による**広域的な産地連携**や製造現場の**自動化、資材標準化等**による業界横断的な生産性向上の取組を支援します。

<事業目標>

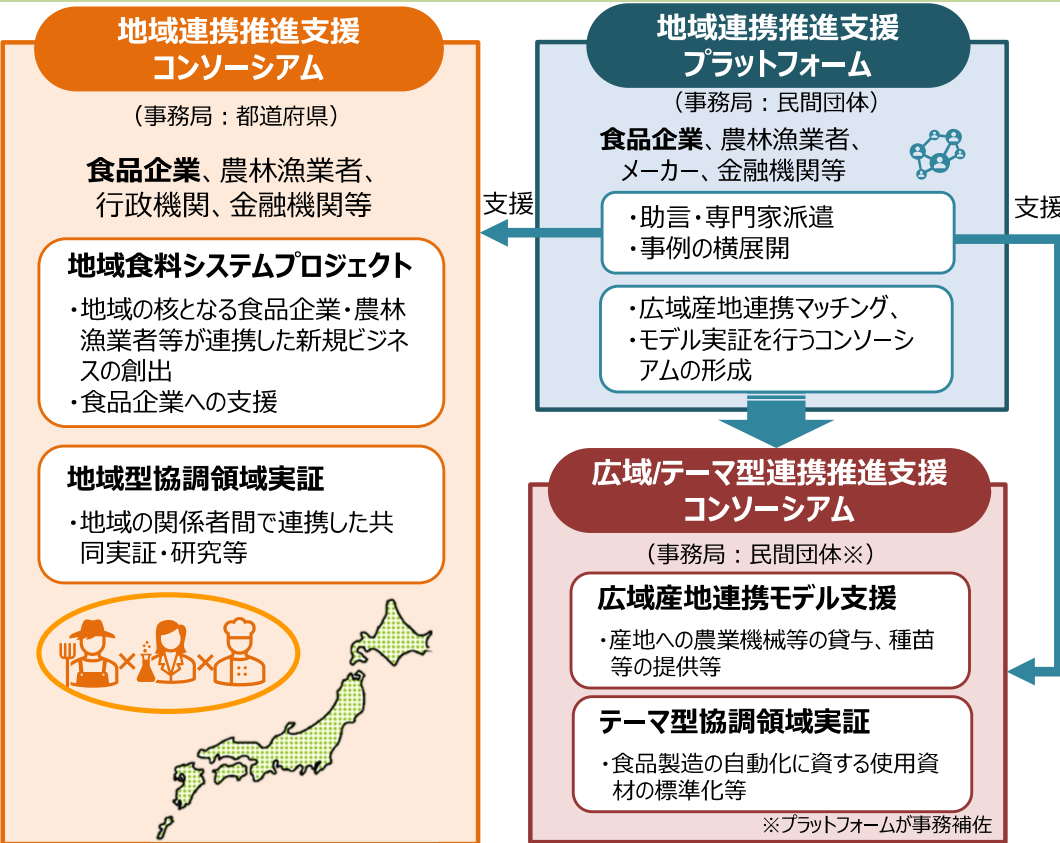
- 地域連携推進支援コンソーシアムで創出された新たなビジネス数（94件〔令和11年度まで〕）
- 食品企業と産地が連携したモデル的取組の創出数（9件〔令和9年度まで〕）

<事業の内容>

- 1. 持続的な食料システム確立に向けた推進支援体制の構築 78（－）百万円**
地域の食に関わる産業を先導する食品企業や農林漁業者等が参加するプラットフォームを設立し、専門家派遣のほか、**広域産地連携マッチング、モデル実証の形成等**を通じて、食品企業と農林漁業者等が連携したコンソーシアムの取組を支援します。
- 2. 地域型食品企業等連携促進事業 192（－）百万円**
- ① 地域食料システムプロジェクト推進事業
都道府県が、「地域連携推進支援コンソーシアム」を設置し、**食品企業と農林漁業者、関連業種等との連携強化を促進し、新しい食品ビジネスの創出等**を支援します。
 - ② 地域型協調領域実証
地域の食料システムの持続性向上に資する**地域の食品企業等の協調事例を生み出す取組**を支援します。
- 3. 広域/テーマ型食品企業等連携促進事業 40（－）百万円**
- ① 広域産地連携モデル支援
プラットフォームでのマッチングを通じ、**食品企業と産地の連携強化**を図り、原材料の安定確保や高付加価値化の**モデル的な取組**を支援します。
 - ② テーマ型協調領域実証
プラットフォームで形成された、**製造現場の自動化、資材標準化等**による業界横断的な**生産性向上の取組**について、横展開や実用化に向けて**モデル的に支援**します。



<事業イメージ>



34 新事業創出・食品産業課題解決に向けた支援

【令和7年度予算概算要求額 173（60）百万円】

<対策のポイント>

海外で議論が先行する食品産業をめぐるサステナビリティ課題（環境、人権、栄養）等の解決やフードテック等の新技術の活用による新事業の創出に向け、官民連携の場や協議会の運営による課題解決策の検討及び知見の共有、実態把握の調査や実証の取組の支援を行います。

<政策目標>

- 食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現（100％〔令和12年度まで〕）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔令和7年まで〕、5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. サステナビリティ課題解決支援事業

102（－）百万円

海外で議論が先行する食品産業をめぐるサステナビリティ課題（環境、人権、栄養）等について、官民が連携して個社で対応が難しい解決策の検討や知見の横展開等を図るため、以下の活動を行います。

- ①関係者が参画する官民連携の場の構築
- ②サステナビリティ課題等に関する調査・分析

2. フードテック支援事業

60（50）百万円

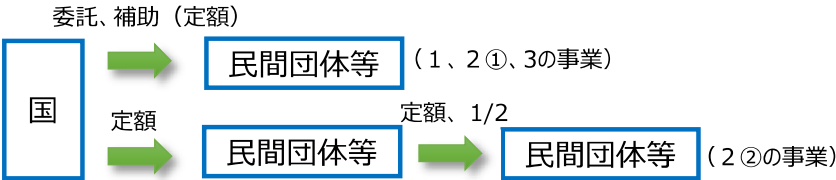
- ①フードテック官民協議会の運営委託・課題の調査
フードテック関連企業、有識者、投資家、行政等が参画する官民協議会の運営等により、フードテック等の新技術について、協調領域の課題解決や企業間連携・協業の促進等を行います。
- ②フードテックビジネス実証事業
食品事業者等による、フードテック等を活用したビジネスモデルの実証や、実証の成果の横展開を図るための情報発信等の取組を支援します。

3. 加工食品の国際標準化事業

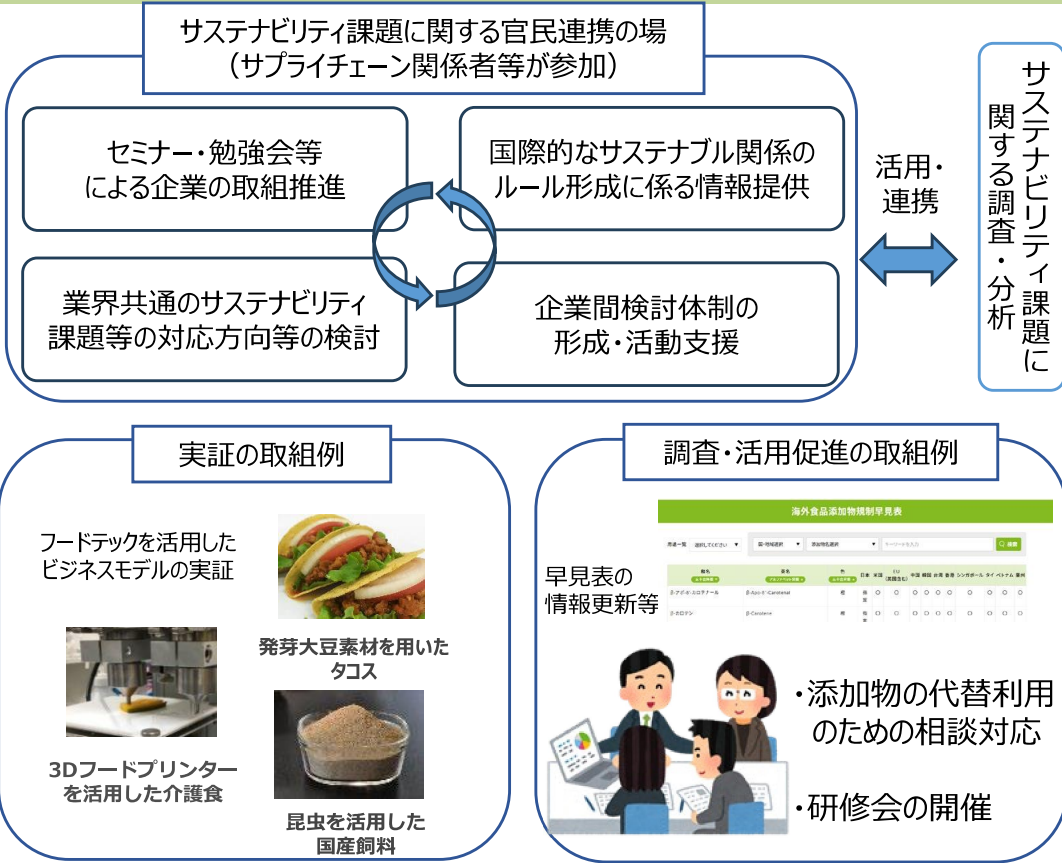
11（9）百万円

食品添加物等の規制情報のフォローアップや、添加物の代替利用のための相談体制の整備や研修会の開催等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】（1の事業）新事業・食品産業部企画グループ（03-6744-2065）
（2の事業）新事業・国際グループ（03-6744-7181）
49（3の事業）食品製造課（03-6744-2068）

35 食品ロス削減・プラスチック資源循環対策

【令和7年度予算概算要求額 291（76）百万円】

＜対策のポイント＞

食品企業における未利用食品の供給体制の構築や商慣習の見直し、取組開示の推進等を通じた食品ロスの削減、農林水産業・食品産業でのプラスチック資源循環の取組を支援します。

＜事業目標＞

- 2000年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン〔2030年度まで〕）
- 海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロまで削減〔2040年まで〕

＜事業の内容＞

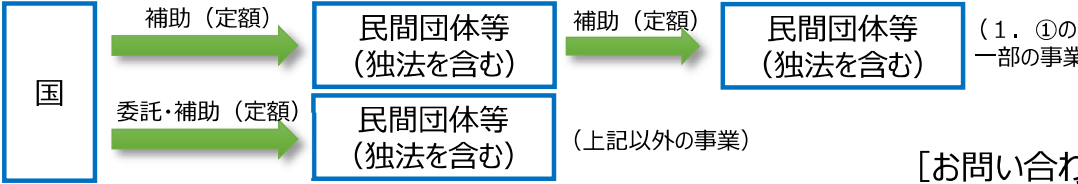
1. 食品ロス削減総合対策事業 260（52）百万円

- ① 食品ロス削減等推進事業
食品企業における未利用食品の寄附促進につながる供給体制の構築に向けた検討・実証を支援するとともに、食品ロス削減効果が更に期待される取組として、AI等を活用した需要予測の高度化や、外食産業における食べ残しの発生抑制に向けた実証等を支援します。
また、食品ロス削減に向けた商慣習の見直し等の取組について、業界全体で横展開を図る活動を支援します。
- ② 食品ロス削減調査等委託事業
企業における食品廃棄物の発生抑制等の取組内容を公表する仕組みの構築に向けた調査を実施するとともに、食品ロス実態把握等のため食品関連事業者のデータベースの整備を実施します。

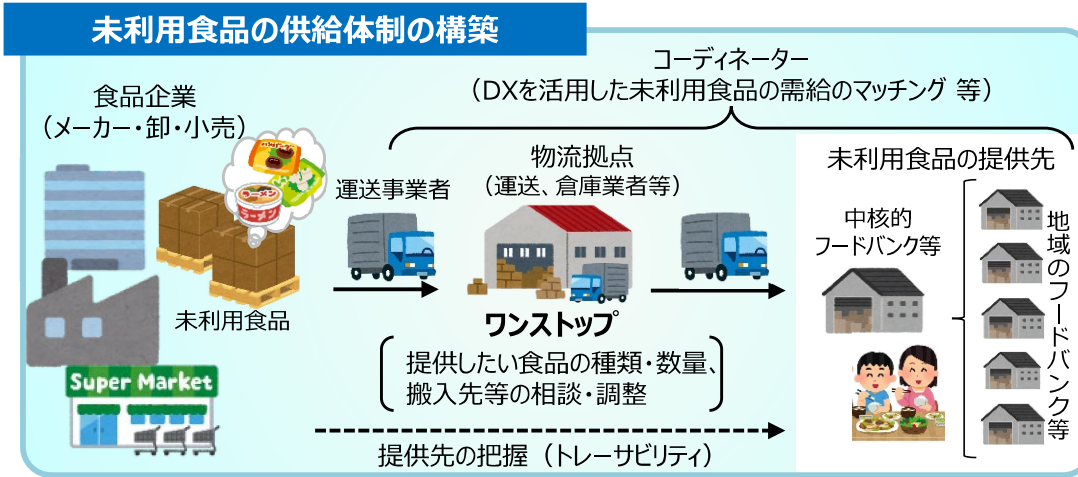
2. 農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業 31（25）百万円

食品産業における業界設計ガイドライン策定及び3R+Renewableの取組等や、消費者の環境に配慮した行動を促進する取組、漁業者等が連携した海洋プラスチックごみの資源循環の取組、農畜産業における廃プラスチックの排出抑制と循環利用の推進に向けた先進的事例調査、プラスチックを使用した被覆肥料に関する調査等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



プラスチック資源循環の取組



＜対策のポイント＞
令和7年3月までに地域計画が策定されることにより、**地域が置かれている状況や地域が抱える課題が見える化**されることから、地域計画に記載された**現場の状況に応じた必要な取組を総合的に支援**します。

＜事業の全体像＞

1.完成度の高い地域計画の実現に向けた支援	2.課題が見える化された地域計画の解決に向けた支援
10年後の担い手が明確化されており、担い手に農地を集積・集約化することへの合意が地域で概ね得られている地域計画 特別枠・優先枠の設定 ① 新基本法実装・農業構造転換支援事業（強い農業づくり総合支援交付金） 食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ、必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援 ② 農地利用効率化等支援交付金のうち地域農業構造転換支援タイプ 地域計画の実現に向けた経営改善に取り組む場合、必要な機械・施設等の導入を支援 ③ 持続的地域営農確保総合対策のうち集落営農連携等強化促進事業（優先枠） 集落営農の連携・合併による収益力強化等を目指すためのビジョンづくり、その実現に向けた具体的な取組を総合的に支援 ④ 持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち国産野菜周年安定供給強化事業（地域計画優先枠） 加工・業務用野菜の契約栽培に必要な新たな生産・流通体系の構築、作柄安定技術の導入等を支援 ⑤ 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠） 就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援 ⑥ 雇用就農総合対策のうち労働力確保体制強化事業（地域計画早期実現支援枠） 安定的な労働力の確保に向け、就労条件の改善や他産地・他産業との連携等の取組を支援 ポイント加算 ・ 持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策のうち産地構造転換パイロット事業 ・ グローバル産地づくり推進事業のうち大規模輸出産地モデル形成等支援事業 ・ 飼料増産・安定供給対策	地域の農地が有効利用されるよう、将来の受け手不在の農地を解消し、少しでも完成度を高めていく必要がある地域計画 ※左の「完成度の高い地域計画」の区域でも活用可 【人：新規就農や第三者継承等への支援】 ① 新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金、経営発展支援事業 農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入支援、新たに経営を開始する者や研修期間中の研修生に対して資金を交付 ② 雇用就農総合対策 雇用就農の拡大に向け、労働環境整備等による労働力確保や、農業法人等による新規雇用等を総合的に支援 ③ 農業経営・就農支援体制整備事業のうち経営発展・就農促進委託事業 後継者を確保できない農業者の廃業を回避するため、第三者継承の支援体制を構築 ④ 持続的地域営農確保総合対策のうち集落営農連携等強化促進事業（左欄③と同様） 【農地：農地バンク等による遊休農地解消・担い手への貸付の支援】 ⑤ 農地中間管理機構事業のうち遊休農地解消対策事業 農地バンク等が遊休農地を解消し、担い手等に対して貸し付ける取組について支援 ⑥ 所有者不明農地等総合対策事業 都市在住の不在村地主等と現場の農業委員会等を結びつけることなどにより、所有者不明農地の発生防止やその活用を促進する取組を支援 ⑦ 新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 受け手不在の農地に新規就農者を誘致するための体制づくり、誘致の実践、研修農場の整備を支援 ⑧ 機構集積協力金交付事業 農地の集積・集約化に取り組む地域への支援 【人手・機械等のリソース不足を補うためのサービス事業体の活用への支援】 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業 農業支援サービス事業体の育成・活動の促進や事業環境の整備等を支援 【その他】 農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策 地域における土地利用構想の作成から実現までの取組を総合的に支援

上記関連対策：農業競争力強化基盤整備事業のうち農地整備関係、農地耕作条件改善事業 等

37 農地利用効率化等支援交付金

【令和7年度予算概算要求額 2,700（1,086）百万円】

<対策のポイント>

地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が**経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援**するとともに、**農地引受力の向上や後継者の育成等の地域サポート活動に取り組む場合の支援を充実**します。

<事業目標>

地域計画が策定された地域における担い手が利用する農地面積の割合の増加

<事業の内容>

1. 地域農業構造転換支援タイプ

完成度の高い地域計画の早期実現を後押しするため、**地域サポート活動を担う地域の中核となる者**に対し、**農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入を支援**します。

【補助率：1/2（上限1,500万円）】

2. 融資主体支援タイプ

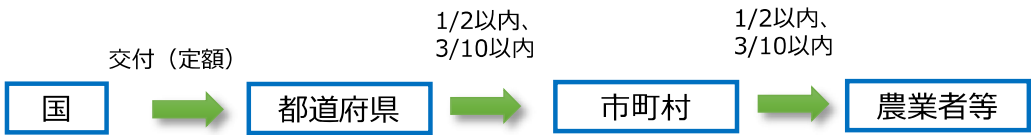
地域計画の目標地図に位置付けられた者が、融資を受けて、**経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援**します。

また、**スマート農業、集約型農業経営、農業生産のグリーン化**の取組について、**優先枠**を設けて支援します。

【補助率：3/10（上限300万円等）】

※ 助成対象者の経営改善の取組の実績及び目標、地域における農地集積の実績等に関するポイントにより採択。なお、1の地域農業構造転換支援タイプについては、地域としての取組を重点的に評価。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

令和6年度末までに地域計画が策定され、地域の将来を支える担い手や、地域が抱える課題が明確化

○ 完成度の高い地域計画が策定された地域において、地域農業構造転換支援タイプにより、担い手の農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入を支援し、地域計画を早期に実現

○ 地域農業構造転換支援タイプにおいては、
① 地域計画に掲げられた**農地の目標集積率が高い（8割以上等）地域**であり、かつ
② 農地の集約率の増加・地域計画実現に向けた手法の妥当性等、**都道府県の実情も踏まえ、必要性が特に認められる地域**を対象とし、

○ 地域の農地の引受けや農作業受託の中核となる、後継者や新規就農者の育成を行う等、自らの農業経営にとどまらず**地域計画の実現に貢献し、地域を支えるための地域サポート活動を行う担い手**を支援します。

地域農業の維持・発展

（この他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施）

<対策のポイント>

地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併による、大規模・広域展開での効率的な生産・販売体制の確立等に向けた取組を支援します。

<事業目標>

地域計画が策定された地域における担い手が利用する農地面積の割合の増加

<事業の内容>

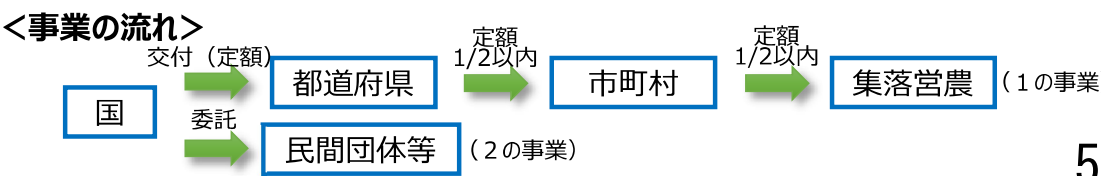
- 1. 集落営農連携等強化促進事業** **500（250）百万円**

地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を旨とするためのビジョンづくり及びその実現に向けた具体的な取組を総合的に支援します。
（支援期間：最長3年、優先枠（完成度の高い地域計画の策定地域）、上限10百万円、連携・合併により新たに引き受ける農地面積に応じて補助上限を引上げ）

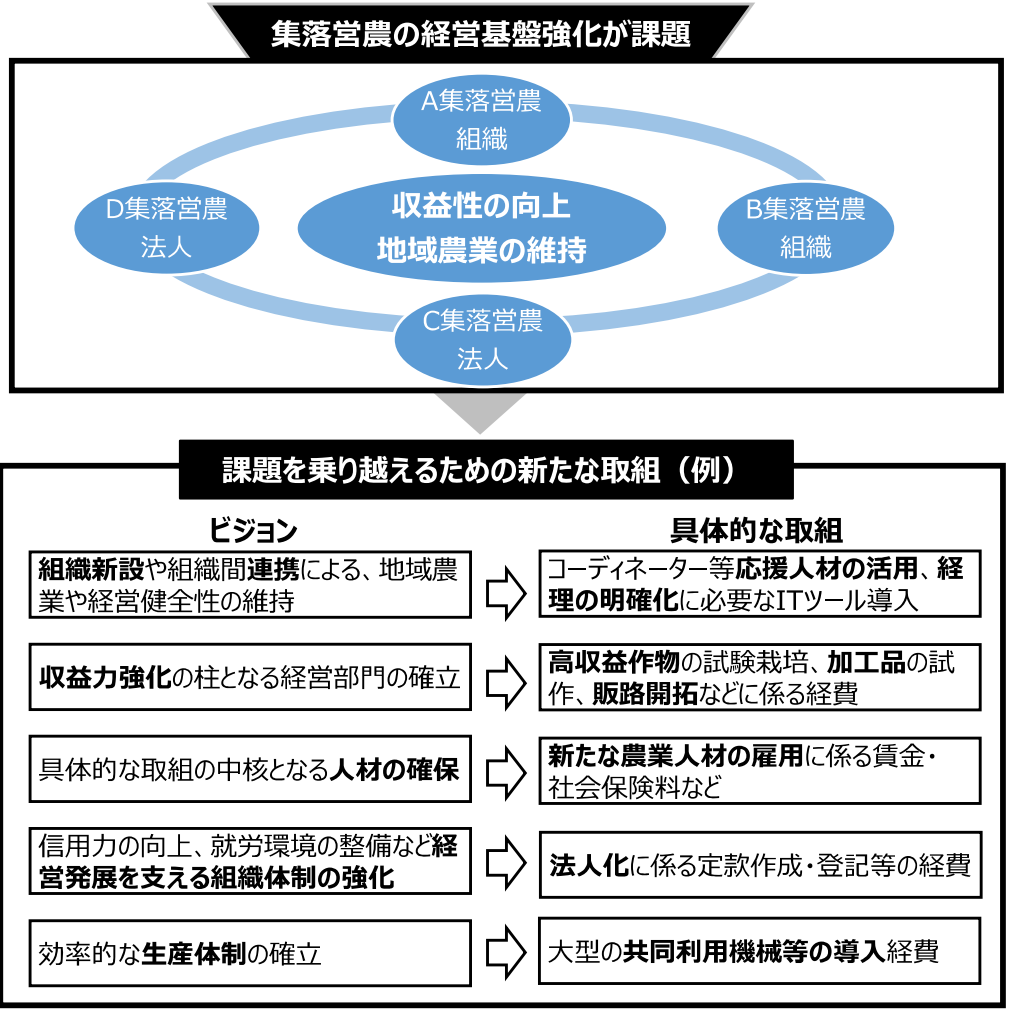
 - ① **ビジョンづくりへの支援**
連携・合併による集落営農の**目指す農業の姿や具体的な戦略**の検討など、集落ビジョンの策定に向けた取組を支援します。【定額】
 - ② **具体的な取組の実行への支援**
 - ア 連携・合併や集落営農の新設に向けた、コーディネーター等**応援人材の活用等に必要な経費**【定額】
 - イ 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、**高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費**【定額】
 - ウ 取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を**雇用する経費**（賃金等）【定額（100万円上限/年）、最長3年間】
 - エ 信用力向上等に向けた**組織の法人化に必要な経費**【定額（25万円）】
 - オ 効率的な生産のための**共同利用機械等の導入経費**【1/2以内】
 - ③ **関係機関によるサポートの取組を支援**
集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援します。【定額】

- 2. 地域営農持続可能性調査事業** **50（-）百万円**

高齢化・人手不足の中、地域の集落営農等との連携や農作業の委託により地域農業を維持する取組について実態把握を行います。



<事業イメージ>



39 農業経営・就農支援体制整備推進事業

【令和7年度予算概算要求額 920（534）百万円】

<対策のポイント>

都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、就農等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整、農業経営の改善、法人化や円滑な継承等に必要な助言・指導などを行う取組を支援します。

<事業目標>

支援実施から5年後における農業者の経営戦略目標を達成した経営体数の増加（支援経営体数の8割）

<事業の内容>

1. 農業経営・就農サポート推進事業

500（414）百万円

都道府県が就農や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターを整備し、就農等の相談対応、就農候補市町村等との調整、農業経営の改善、法人化や農業経営の円滑な継承等の課題を有する農業者の掘り起こし及び課題解決のための専門家によるアドバイス等を行う取組を支援します。
2. 経営発展・就農促進委託事業

390（90）百万円

農業者の経営管理能力の向上に資する、農業経営人材を育成する研修プログラム等の研究・開発、円滑な第三者継承に必要なガイドライン作成と民間団体等の連携による支援体制構築のためのモデル調査、キャリアプラン等の整備に有用なスキル標準の研究・開発等を行います。
3. 優良経営体表彰等事業

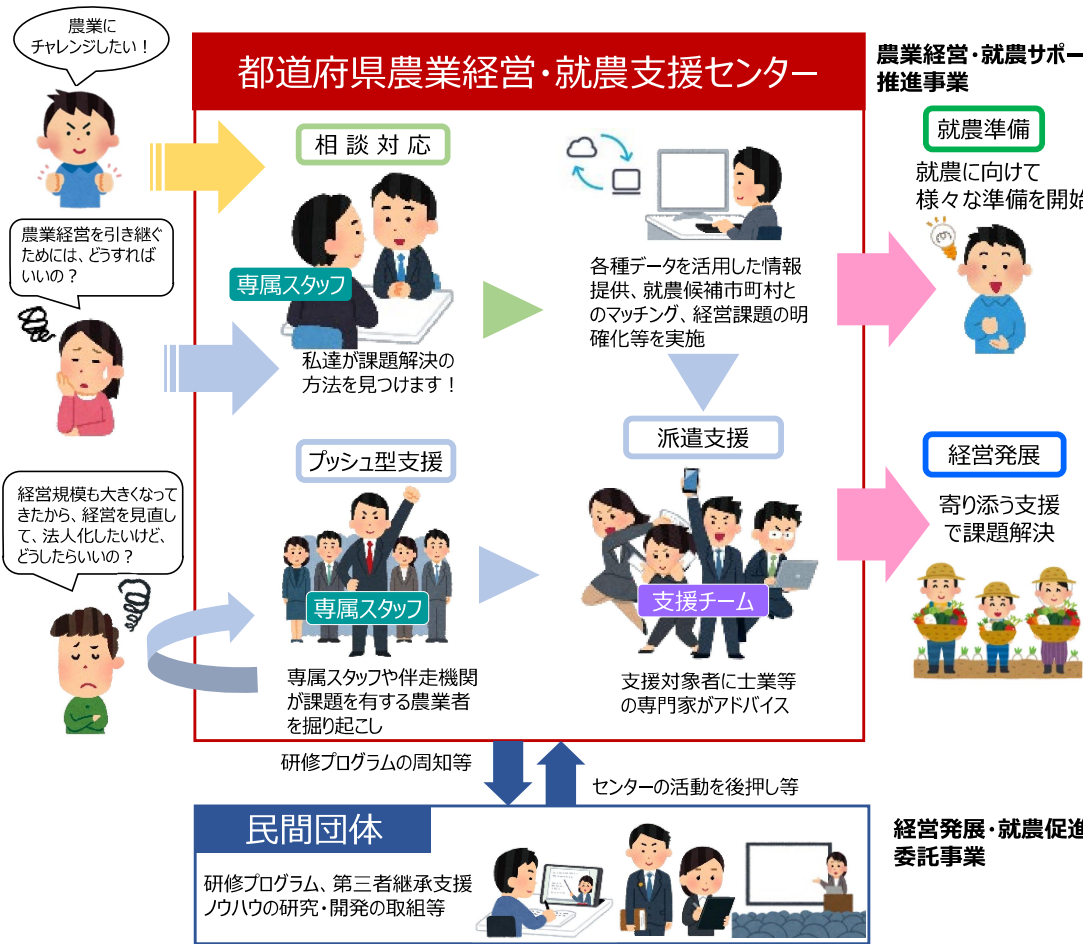
30（30）百万円

全国の優れた農業経営体の表彰及び「全国農業担い手サミット」の開催を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



40 農地の集積・集約の取組の加速化

【令和7年度予算概算要求額 28,454 (17,210) 百万円】

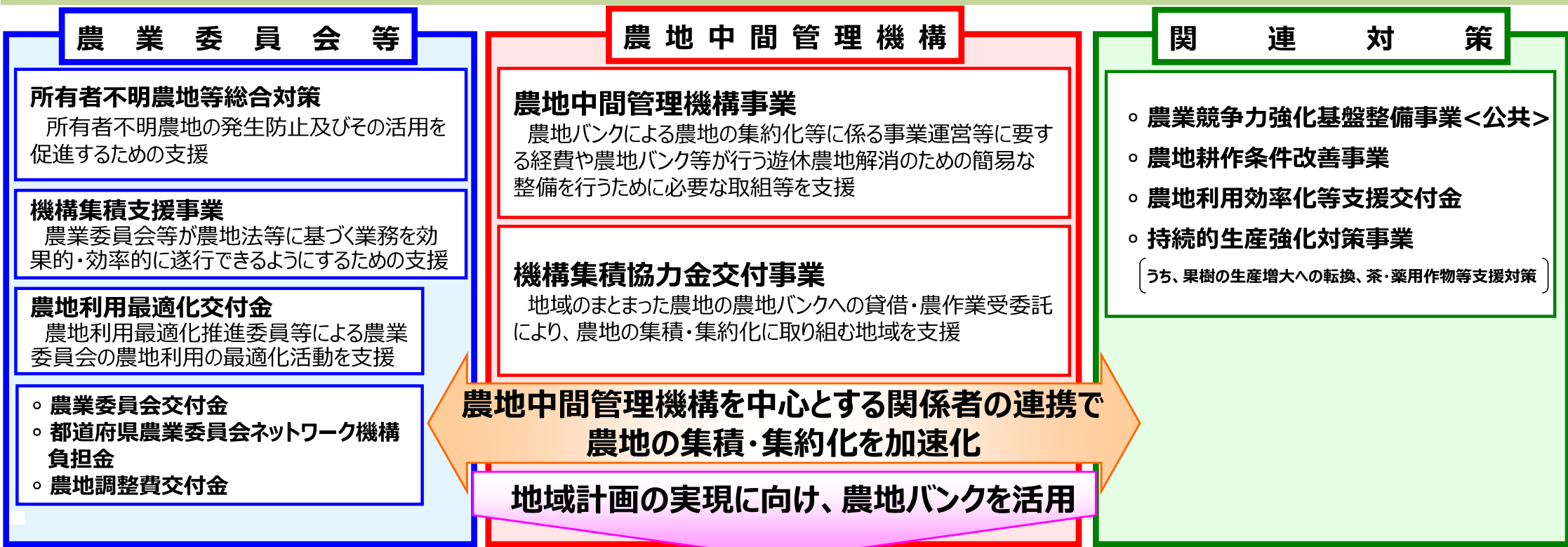
<対策のポイント>

地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構（農地バンク）を活用した農地の集約化等の加速化、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化活動を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の全体像>



40-1 農地の集積・集約の取組の加速化のうち
農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進

【令和7年度予算概算要求額 15,474（4,613）百万円】

＜対策のポイント＞

地域計画（目標地図）の実現に向け、農業経営の規模拡大や農業生産基盤である農地を確保するため、農地中間管理機構（農地バンク）による貸借及び農作業受委託を進めることで、農地バンクを活用した農地の集約化の取組を支援します。

＜政策目標＞

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

＜事業の内容＞

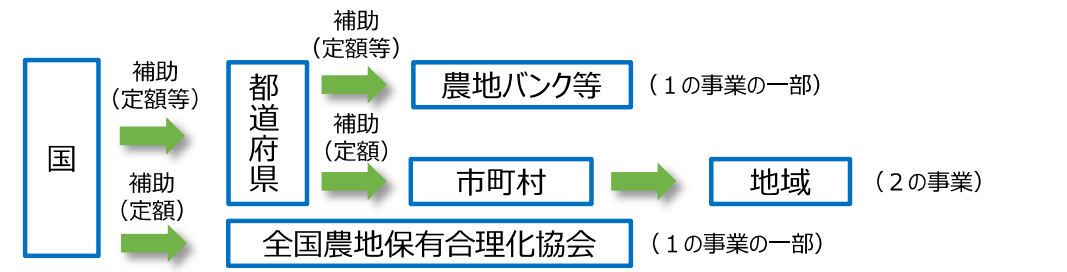
1. 農地中間管理機構事業 5,474（4,013）百万円

農地バンクの事業（農地賃料、保全管理費等）及びきめ細やかな現場活動を行う農地相談員等による事業推進に係る経費を支援します。また、農地バンク等が行う遊休農地の解消の取組を支援します。さらに、農地バンクの農地買入や貸付農地の未収賃料への一時的な立替等に対する利子助成を行います。

2. 機構集積協力金交付事業 10,000（600）百万円

地域のまとまった農地（地域計画において受け手が位置付けられていない農地も含む。）の農地バンクへの貸借・農作業受委託により、農地の集積・集約化に取り組む地域に対し、協力金を交付します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農地バンクによる農地の集積・集約化（イメージ）

地域計画（目標地図）に基づく農地の集積・集約化

現状 → 目標地図

- 市町村が、10年後の目指すべき農地利用の姿を目標地図として明確化
- 農地バンクの農地相談員による地域外の受け手候補の掘り起こし等を実施
- 農地バンクが、地域計画の実現に向けて、農用地利用集積等促進計画を定め、目標地図に位置付けられた者に農地の集約化等を実施

＜中間保有の強化＞

出し手 → 借受け → 遊休農地解消 → 研修事業 → 集約等して貸付け → 受け手

農地バンク等

- 農地バンク等が目標地図において受け手が位置付けられていない遊休農地を解消し、担い手等に転貸する取組を支援
- 農地バンクが新規就農者向けに農地を積極的に活用する取組を支援

＜農地集積・集約化の加速＞

- 地域計画（目標地図）に基づき、
 - ① 農地バンクへまとまった農地を貸付け・農作業委託する地域を支援【2.8万円～3.4万円/10a】（地域集積協力金）
 - ② 農地バンクからの転貸・農作業受託を通じた集約化の取組を支援【1.0万円～3.0万円/10a】（集約化奨励金）
- ※ 受け手が位置付けられていない農地の場合、交付単価は0.5万円～1.5万円/10a

40ー2 農地の集積・集約の取組の加速化のうち
農業委員会による農地利用の最適化の推進

【令和7年度予算概算要求額 12,979（12,597）百万円】

＜対策のポイント＞

地域が目指すべき農地の将来像である地域計画（目標地図）の実現に向けた、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化活動等の取組に必要な経費を支援します。

＜政策目標＞

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

＜事業の内容＞

1. 農業委員会交付金 4,718（4,718）百万円
農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手
当に必要な基礎的経費を交付します。
2. 機構集積支援事業 3,052（2,748）百万円
遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査や所
有者不明農地に係る公示制度に必要な取組等を通じた体制強化、農地情報や
農地の出し手・受け手の意向等を管理するデータベースの運用等を支援します。
3. 農地利用最適化交付金 4,300（4,560）百万円
農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動に要
する経費を支援します。
4. 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 523（523）百万円
都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）が行う農地法に
規定された業務に要する経費を支援します。
5. 農地調整費交付金 47（47）百万円
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。
6. 所有者不明農地等総合対策 339（－）百万円
都市在住の不在村地主や相続人にアプローチし、相続登記の申請促進や不在
村地主等から相談のあった所有者不明農地等を確実に受け手に繋げる取組、
農地の受け皿となる担い手を確保する取組を支援します。

＜事業イメージ＞

農業委員会

- 農地法等に基づく業務（農地の権利移動に係る許可 等）
- 農地利用の最適化のための活動（農地集積・集約化、遊休農地解消 等）

【T農業委員会の活動事例】

- ・農業委員会が、管内の全ての農地所有者を対象に今後の経営意向や後継者の有無、農地一筆ごとの状況及び今後の利用意向等について意向調査を実施。
- ・調査結果を地図化の上、地域の話合いで関係者に共有し、農地バンクも活用したマッチングにつなげている。（担い手への集積率：65.0%（令和5年度））

※都道府県農業会議等が農業委員会の業務をサポート

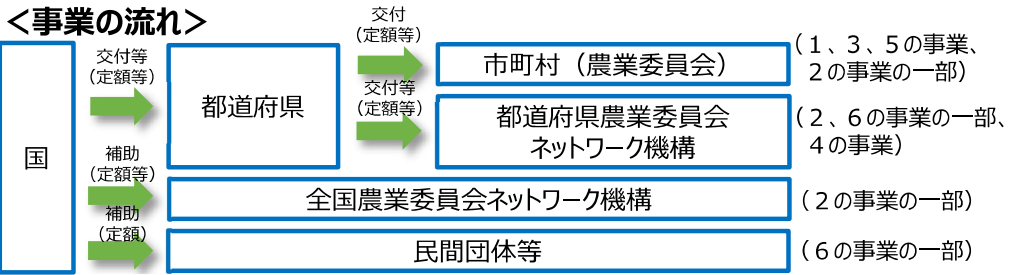
農業委員会による地域計画の実現に向けた取組の推進

【農地利用最適化交付金】

- ・ 農業委員会が行う農地利用の最適化活動（農地の集積・集約化、遊休農地の解消等）に係る活動量や成果に応じて交付（委員報酬に限らず農業委員会の最適化業務に対して交付することも可能）

【機構集積支援事業】

- ・ 農業委員会が行う農地の利用調整、各種調査、農地台帳の整備等の活動を支援
- ・ 都市在住の不在村地主等が相続した農地も含め所有者不明農地等を確実に受け手に繋げる取組を支援



【お問い合わせ先】（1、3、4の事業 経営局農地政策課（03-3591-1389）
（2、6の事業 農地政策課（03-6744-2152）
（5の事業 農地政策課（03-6744-2153）

40ー3 農地の集積・集約の取組の加速化のうち
所有者不明農地の発生防止・活用

【令和7年度予算概算要求額 339（－）百万円】

＜対策のポイント＞
農業者の大量リタイアや相続登記の申請義務化を契機として、都市在住の不在村地主等と現場の農業委員会等を結びつけることなどにより、所有者不明農地の発生防止やその活用を促進する取組を支援します。

＜政策目標＞
全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

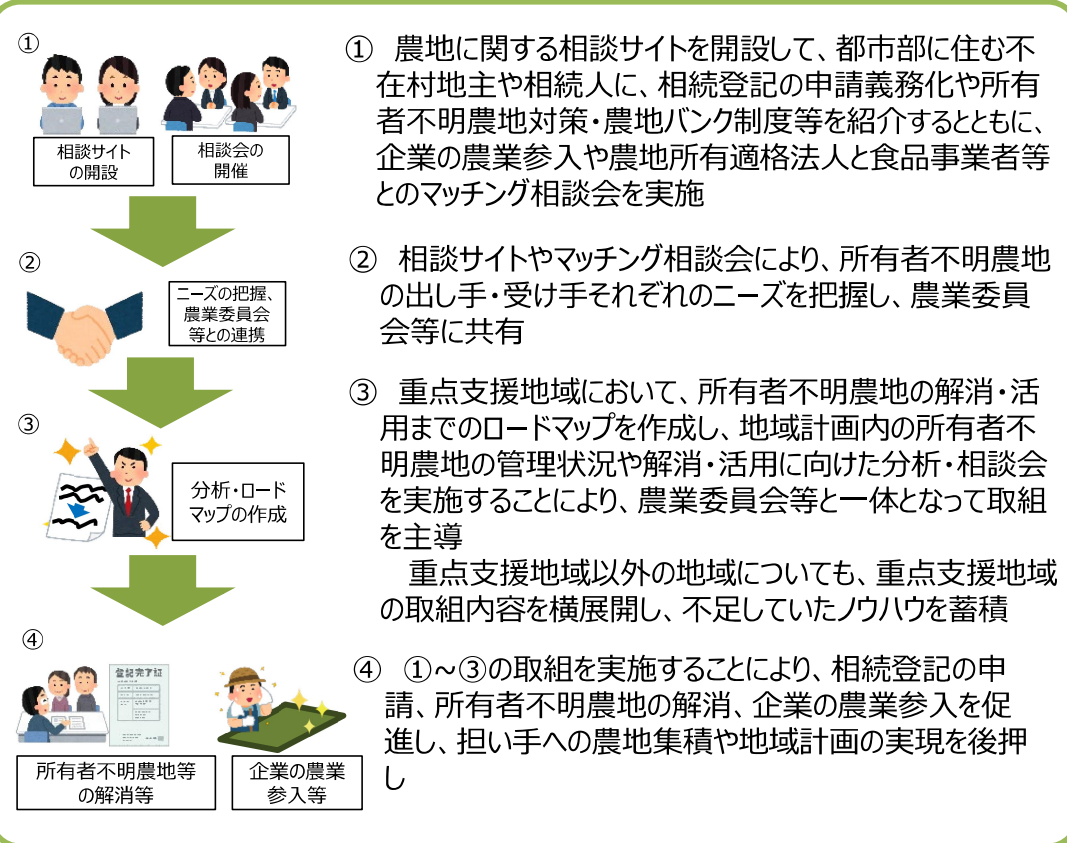
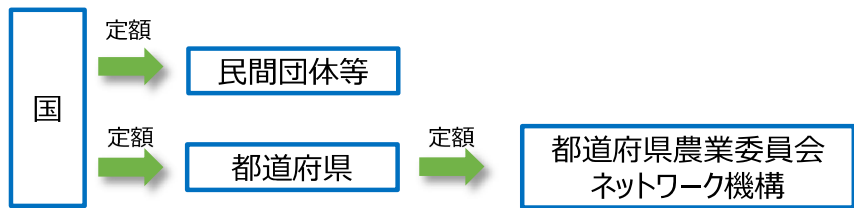
所有者不明農地等総合対策 339（－）百万円

都市在住の不在村地主や相続人にアプローチし、相続登記の申請促進や不在村地主等から相談のあった所有者不明農地等を確実に受け手に繋げる取組、農地の受け皿となる担い手を確保する取組を支援します。

（関連事業）機構集積支援事業 3,052（2,748）百万円の内数

遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査や所有者不明農地に係る公示制度に必要な取組、農地情報や農地の出し手・受け手の意向等を管理するデータベースの運用等を支援します。

＜事業の流れ＞



41 新規就農者育成総合対策

【令和7年度予算概算要求額 14,870（9,638）百万円】

＜対策のポイント＞
農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入**を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、**就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付**、地域において**就農前から就農後までをトータルサポート**できる体制の充実、**農地の受け手確保**に向けた**新規就農者の誘致環境の整備**等の取組を支援します。また、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**、**就農相談会の開催**等の取組を支援します。

＜政策目標＞
40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の内容＞

1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設等の導入**を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

2. 資金面の支援

① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を交付します。
② **研修期間中の研修生**に対して、資金を交付します。

3. サポート体制の充実、誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援

① **就農前から就農後までの農地、生活、技術面等をトータルサポート**できる体制の構築やこれらの**サポート活動**について支援します。
② 地域計画の策定により明らかになる**受け手のいない農地**に**新規就農者を誘致**するための**体制づくり**、**誘致の実践**及び**研修農場の整備**を支援します。
③ 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
④ 就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

＜事業の流れ＞

```
graph LR
    国[国] -- "定額、1/2 (3②の事業)" --> 都道府県[都道府県]
    国 -- "定額、1/2" --> 農委[全国農業委員会ネットワーク機構]
    国 -- "定額、1/2" --> 民間[民間団体等]
    都道府県 -- "定額、都道府県支援分+国支援分" --> 市町村[市町村]
    都道府県 -- "定額、1/2" --> 農教[農業教育機関]
    市町村 -- "定額" --> 新規[新規就農者等]
    市町村 -- "定額、1/2" --> 農協[市町村・民間団体・協議会等]
    農協 -- "定額、1/2" --> 農教
    農委 -- "定額、1/2、都道府県支援分の2倍を国が支援" --> 都道府県
    民間 -- "定額、1/2" --> 農教
```

＜事業イメージ＞

1. 経営発展への支援

経営発展支援事業※1
(機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象)
対象者：認定新規就農者※2 (就農時49歳以下)
支援額：補助対象事業費上限1,000万円 (2①の交付対象者は上限500万円)
補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援 (国の補助上限1/2 〈例〉国1/2,都道府県1/4,本人1/4)

2. 資金面の支援

① **経営開始資金**※3
対象者：認定新規就農者※4 (就農時49歳以下)
支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5
×最長3年間
補助率：国10/10

② **就農準備資金**※3
対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)
支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5
×最長2年間
補助率：国10/10

3. サポート体制の充実、誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援

① **サポート体制構築事業**
・複数の機関の協働による効果的な支援体制の構築
・就農前後における農地、生活、技術面等のトータルサポート活動の実施

② **農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業**
・新規就農者の誘致体制づくり、誘致活動
・実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・施設の導入、施設整備

③ **農業教育高度化事業**
農業大学校・農業高校等における
・農業機械・設備等の導入
・国際的な人材育成に向けた海外研修
・スマート農業、環境と調和のとれた農業等のカリキュラム強化
・現場実習や出前授業の実施
・先進的な教育・研修モデルの創出 等

④ **農業人材確保推進事業**
就農相談会の開催、農業の魅力発信 等

59

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

＜対策のポイント＞

農業従事者の減少が加速する中、安定的な労働力を確保するため、**雇用就農の拡大に向けた労働環境の整備、他産地・他産業との連携等による労働力確保、農業法人等による就農希望者の新規雇用等**を総合的に支援します。

＜政策目標＞

40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の内容＞

1. 労働力確保体制強化事業

- ① 就労条件改善タイプ

就労条件

地域協議会等が「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する、**就業規則の策定等の就労条件改善**及び雇用就農にチャレンジしやすくなる**トライアル雇用の実施等**の労働力確保等のための取組を支援します。【補助率：定額】
- ② 産地間連携等推進タイプ

産地連携

産地内における**労働力確保**のための労働力募集アプリの活用や、**繁忙期の異なる他産地・他産業との連携等**による労働力確保の取組を支援します。【補助率：定額】

2. 雇用就農資金

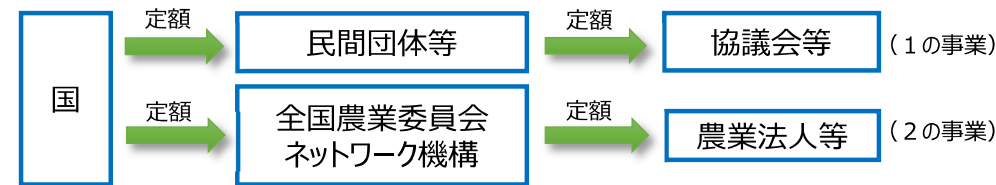
農業法人等が**49歳以下の就農希望者を新たに雇用**し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付します。【年間最大60万円、最長4年間等】

（関連事業）

農業経営・就農支援体制整備推進事業のうちスキル標準の作成支援----- スキル標準

効果的な人材育成や、従業員の評価基準・キャリアプラン等の整備に有用な**スキル標準の研究・開発**を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



43 外国人材受入総合支援事業

【令和7年度予算概算要求額 394（243）百万円】

<対策のポイント>

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、**外国人材の知識・技能を確認する試験の実施や現地説明・相談会の開催、働きやすい環境の整備等**に加えて、**日本語能力向上を含む学習機会の提供の取組**を支援します。

<事業目標>

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保
- 外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

<事業の内容>

1. 技能試験の円滑な実施

外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・更新・実施**を支援します。

2. 外国人材が働きやすい環境の整備

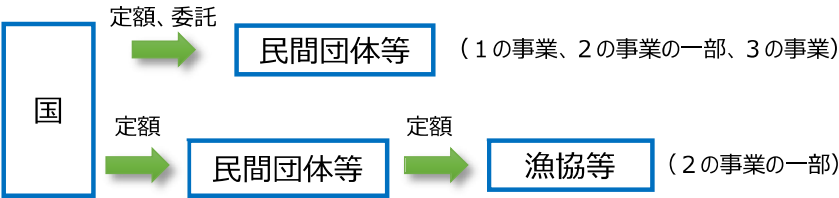
農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために**相談窓口の設置、外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動、優良事例の収集・周知等**の取組を支援します。

また、飲食料品製造業及び外食業分野において、特定技能外国人の受入れ体制強化を支援します。

3. 外国人材の育成

農業分野において、海外の教育機関等と連携した**現地説明・相談会の開催、農業知識や科学的な素養を学習する機会の提供のためのカリキュラム作成・産地講習会の開催、海外及び国内における農業分野での日本語学習機会の提供等**の取組を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

（農業分野）	経営局就農・女性課	（03-6744-2159）
（漁業分野）	水産庁企画課	（03-6744-2340）
（飲食料品製造業分野）	大臣官房新事業・食品産業部食品製造課	（03-6744-1869）
（外食業分野）	外食・食文化課	（03-6744-2053）

<事業イメージ>

1. 技能試験の円滑な実施

- ・特定技能外国人の受入れに向けて試験を作成。国内47都道府県及び海外で試験を実施。

2. 外国人材が働きやすい環境の整備

<相談窓口の設置>



- ・多言語に対応した電話、メール、対面等により、外国人材等がアクセスしやすい相談体制を整備

<優良事例の収集・周知>



- ・雇用主による就労環境改善等のモデルとなりうる取組事例を周知

3. 外国人材の育成

<現地説明・相談会の実施>



- ・日本の農業現場の理解・促進、就労意欲の喚起を図るため海外教育機関等と連携し、説明会を実施

<技能及び日本語学習機会の提供>



- ・農業生産に必要な知識を学ぶ講習会を実施
- ・海外の農業教育機関等へ日本語教員を派遣
- ・国内の農村地域における日本語教育を実施

44 女性が変わる未来の農業推進事業

【令和7年度予算概算要求額 207（74）百万円】

<対策のポイント>

女性農業者の能力の発揮等による農業の発展、地域経済の活性化のため、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成や登用にに向けた意思決定層の意識啓発、女性グループの活動、女性が働きやすい環境づくり、女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援します。

<事業目標>

- 農業委員に占める女性の割合向上

(30% [令和7年度まで])
- 農業協同組合役員に占める女性の割合向上

(15% [令和7年度まで])
- 土地改良区理事に占める女性の割合向上

(10% [令和7年度まで])
- 女性の認定農業者の割合向上

(5.5% [令和7年度まで])
- 家族経営協定の締結数増加

(70,000件 [令和7年度まで])

<事業の内容>

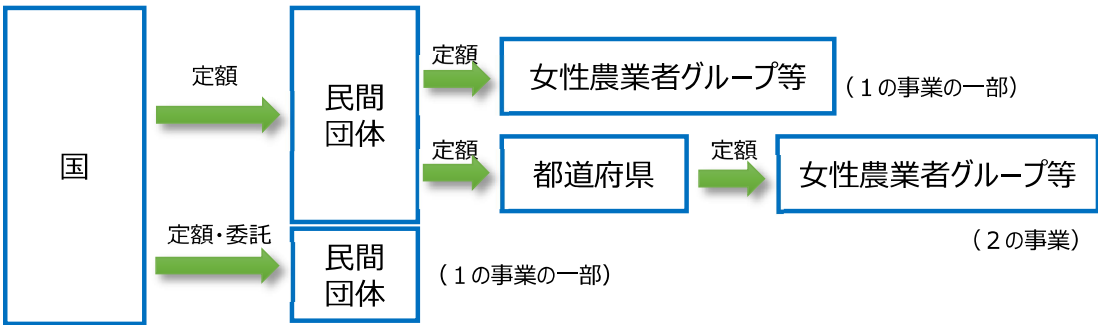
1. 女性活躍に向けた全国事業 150（14）百万円

農業分野における女性の登用にに向けた各組織の意思決定層のコミットメント強化や、地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及・情報発信強化、ソフト・ハード一体的な女性が働きやすい環境の整備等の取組を支援します。

2. 地域における女性活躍推進事業 57（60）百万円

各都道府県において、地域の女性活躍の実情に応じて行う、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、地域の女性農業者グループの活動、女性農業者の育児と農作業のサポート活動等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

女性活躍 に向けた Stage		農業・ 農村への 呼び込み	農業・ 農村への 定着	経営参画 経営発展	地域の 方針策定 への参画
全国 事業	社会 参画 の 推進				地域組織の意思決定 層のコミットメント強化 女性活躍リーダーサミットの 開催
		女性活躍の理解促進			
		地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及・情報発信強化			
	環境 整備	女性の労働環境整備・活躍強化			
		一般事業主行動計画の策定による女性が働きやすい環境整備（男女別トイレ、更衣室、託児スペース、アシストスーツ等の確保）、全国女性リーダー研修の開催等			
地域 事業	社会 参画 の 推進	地域の女性農業者グループ の活動推進		リーダー育成	
		女性グループの事業活動や研修会の開催等		地域の実情に応じた女性リー ダー育成研修の実施	
		女性活躍の理解促進			
		女性活躍の意義、女性活躍の事例等について研修会等を通じ周知			
	環境 整備	女性が働きやすい環境の整備			
		女性農業者の育児と農作業のサポート活動、家族経営協定の 締結に向けた相談会の開催等			

45 多様な農業人材の意欲的な取組の推進

＜対策のポイント＞
地域の実情に応じた**生産体制強化**への支援、多様な経営体に対し、専門的に経営・技術等をサポートする**サービス事業体の育成**、**農業・農村の多面的機能の維持・発揮**を図る多面的機能支払や中山間地域等直接支払、農山漁村における**所得の向上と雇用機会の確保**への支援、**多様な農業人材に対する研修機会の提供**、**多様な農業人材からなる集落営農の活性化支援**を実施します。

＜事業の全体像＞

1. 地域の実情に応じた生産体制強化、専門的に経営・技術等をサポートするサービス事業体の育成への支援
- ① 持続的生産強化対策事業のうち、果樹農業生産力増強総合対策及び茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

果樹の生産基盤の強化や、地域の実情に応じた茶や薬用作物等の地域特産作物の生産体制強化等の取組を支援します。

16,584 (14,753) 百万円の内数
- ② スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業

農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

3,205 (45) 百万円の内数
2. 農業・農村の多面的機能の維持・発揮、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保への支援
- ① 多面的機能支払交付金

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

51,222 (48,589) 百万円の内数
- ② 中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

30,100 (26,100) 百万円の内数
- ③ 農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

10,388 (8,389) 百万円の内数
3. 多様な農業人材に対する研修機会の提供等への支援
- ① 新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業、サポート体制構築事業

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、就農前の研修や現役農業者に対する学び直しなど教育・研修モデルの創出、地域農業への入り口となる短期農業研修の実施等の取組を支援します。

14,870 (9,638) 百万円の内数
- ② 農業経営・就農支援体制整備推進事業

都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、農業者等に助言・指導などを行う取組等を支援します。

920 (534) 百万円
- ③ 持続的地域営農確保総合対策のうち集落営農連携等強化促進事業

集落営農の連携・合併による収益力強化等を旨とするためのビジョンづくり及びその実現に向けた具体的な取組を総合的に支援します。

500 (250) 百万円

【お問い合わせ先】
(1 ①の事業) 農産局果樹・茶グループ (03-6744-2117) (2 ①の事業) 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197) (3 ①の事業) 経営局就農・女性課 (03-6744-2162)
(1 ②の事業) 技術普及課 (03-3501-3769) (2 ②の事業) 地域振興課 (03-3501-8359) (3 ②③の事業) 経営政策課 (03-3502-6441)
(2 ③の事業) 都市農村交流課 (03-3502-5946)

多様な農業人材による意欲的な取組の推進

＜対策のポイント＞

スマート農業技術活用促進法に係る生産方式革新事業活動を行う農業者等や開発供給事業を行う者に対して、**スマート農業技術を活用するための環境整備や各種支援事業の優遇措置**等により集中的かつ効果的に支援を行い、栽培方式の転換やスマート農業技術等の開発を促進し、農業の生産性の向上を図ります。

＜事業目標＞

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年度まで〕

＜事業の内容＞

1. スマート農業技術等の開発・供給支援

- ① 果樹・野菜等、現場ニーズが高く高難度のスマート農業技術の開発を支援するとともに、民間研究開発の加速化に役立つ農研機構による基幹的・基盤的技術の研究開発を支援します。
- ② サービス事業者等を介したスマート農業技術の実装を進めるため、導入効果を発揮させる栽培や技術の運用方法を検証し、標準手順作業書（SOP）を作成するための研究開発を支援します。
- ③ スマート農業技術の推進に資する機械作業適性品種の開発等を支援します。

2. スマート農業技術導入による生産方式革新支援

- ① スマート農業技術等の導入とその機械稼働率の向上などを通じた、農業者や農業支援サービス事業者による農産物の生産・流通・販売方式を転換する取組等に対し、ソフト・ハードの一通貫の支援を実施します。
- ② 地域計画の実現に向けて、目標地図に位置付けられた担い手が経営改善に取り組む場合に必要となるスマート農業機械等の導入を支援します。

3. 農業支援サービス事業者の育成支援

- ① 農業支援サービスの事業環境の整備に向け、サービスごとの標準的な作業工程等の策定、サービス事業の起業の手引き等の作成、サービス事業者間の連携の場づくりを支援します。
- ② 農業支援サービス事業者の新規参入、新規ビジネスの確立、サービス提供に必要な農業用機械の導入等を支援します。

4. スマート農業技術の活用を促進するための環境整備支援

- ① 農地の大区画化等のほか、農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附帯設備の整備を支援します。
- ② 農業大学校や農業高校等の学生や農業者等がスマート農業について体系的に学んだり、学び直せる環境整備を支援します。
- ③ スマート農業技術等の研究成果の社会実装の一層の加速化のため、公的研究機関等によるネットワークを構築し、知財マネジメントを効果的に強化できる取組等を支援します。
- ④ 農研機構を中心に産学官連携を強化し、スマート農業技術及び新品種を開発を進めるために必要となる関連施設等を整備します。
- ⑤ 生産サイド、開発サイド双方の関係者が参画する協議会を立ち上げ、協議会が行う情報収集・発信・共有、マッチング等の活動を支援します。

＜事業イメージ＞

開発供給事業関係	
【支援事業】 優先枠 優遇措置等	・スマート農業技術活用促進総合対策 ・スタートアップへの総合的支援 ・みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業 ・野菜種子安定供給対策事業
生産方式革新事業活動関係	
【支援事業】 優先枠 優遇措置等	・新基本法実装・農業構造転換支援事業（強い農業づくり総合支援交付金） ・スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業 ・持続的生産強化対策事業（果樹農業生産力増強総合対策等） ・みどりの食料システム戦略推進総合対策 ・農地利用効率化等支援交付金 ・大規模輸出産地モデル形成等支援事業 ・地域の持続的な食料システム確立推進支援事業
社会実装の下支え 環境整備関係	
【支援事業】 優先枠 優遇措置等	・農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策） ・農業教育高度化事業 ・スマート農業教育推進 ・ロボット技術安全確保策検討 ・畜産情報活用強化対策
連携事業	・農業農村整備事業、農地耕作条件改善事業 ・中山間地域等直接支払交付金 ・戦略的研究開発知財マネジメント強化事業 ・農業関係試験研究国立研究開発法人の機能強化（施設整備費補助金） ・スマート農業技術活用促進協議会の創設 ・社会的課題に対応する農林水産・食品分野の国際標準化・規格活用推進事業のうち国際標準の議論への積極的・戦略的な関与

48 農業関係試験研究国立研究開発法人の機能強化

【令和7年度予算概算要求額 1,965（1,110）百万円】

<対策のポイント>

研究開発等に取り組むスタートアップ等の事業者に対する農研機構の施設供用等を通じた産学官連携の強化を図ることによって研究開発等を促進し、人口減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制の確立を目指します。

<事業目標>

産学官連携の強化による研究開発の推進、我が国の優良な植物新品種の開発と研究成果の早期創出

<事業の内容>

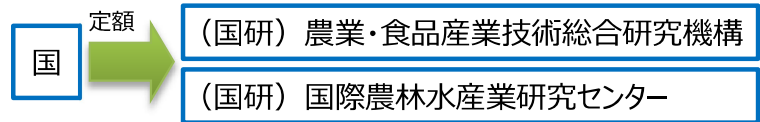
1. 産学官連携機能の強化のための施設の整備

農研機構の有する知見や設備等を産学官が連携して利用するため、スマート農業技術及び品種開発に関連する施設を整備します。

2. 研究開発等の基盤となる施設の整備・改修

新たな研究ニーズ等に対応するため、基盤となる施設を整備・改修します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



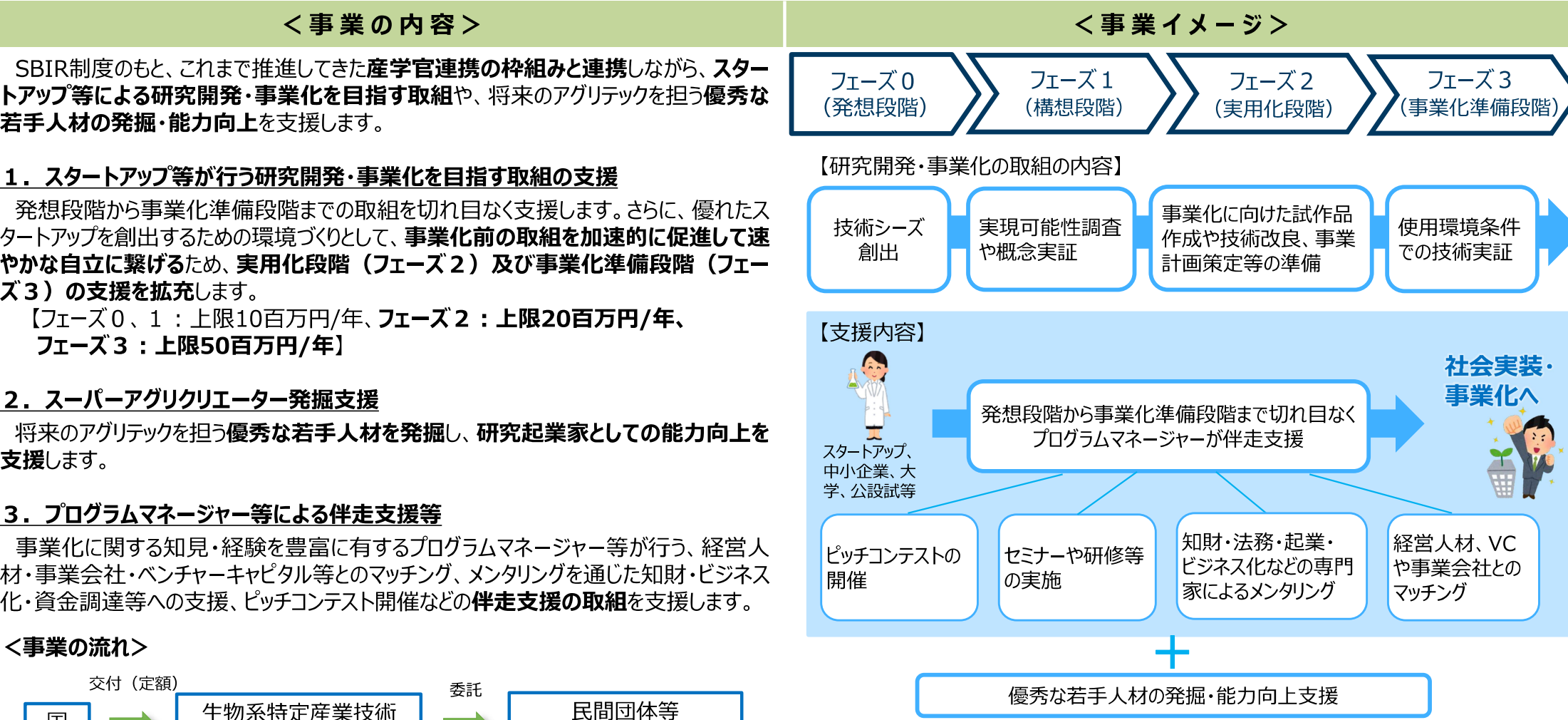
49 スタートアップへの総合的支援

【令和7年度予算概算要求額 600（270）百万円】

<対策のポイント>
農林水産・食品分野における政策的・社会的課題の解決やサービス事業体等の新たなビジネス創出のため、SBIR制度※のもと、革新的な研究開発とその事業化を目指して取り組むスタートアップ・中小企業等を支援します。あわせて、**将来のアグリテックを担う優秀な若手人材を発掘し、研究開発や事業化に関する能力向上をサポートします。**

※スタートアップ等による研究開発とその成果の事業化を支援し、それによる我が国のイノベーション創出の促進を目的とした省庁横断的な制度（Small/Startup Business Innovation Research）。

<事業目標>
終了課題のうち50%以上において、事業化が有望な研究成果を創出〔令和7年度まで〕



＜対策のポイント＞

農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、**スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等**の取組を総合的に支援します。

＜政策目標＞

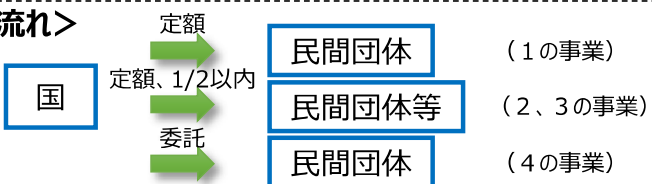
スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年まで〕

＜事業の内容＞

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援
- ① スマート農業技術等の**検索システムの構築**等の取組を支援します。
- ② 産地等の相談に対応する**相談窓口の設置や専門家派遣**の取組を支援します。
- ③ **スマート農業技術を他品目にカスタマイズするための改良**を支援します。
2. 農業支援サービスの先進モデル支援
- ① **食品事業者等の需要を起点に最大限の生産性を実現する**取組を支援します。
- ② 複数産地連携など**機械共用を通じた低廉なサービス提供**の取組を支援します。
- ③ **ドローン等の多作業・多品目利用**に向けた取組を支援します。
3. 農業支援サービスの立ち上げ支援
- JA出資型法人などサービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向けた以下の取組を支援します。
- ① **ニーズ調査やサービス提供の試行・改良等**
- ② サービスの提供に必要な**農業機械の導入**
4. 農業支援サービスの土台づくり支援
- ① サービスの**標準的な作業工程や作業精度**等を定めた「標準サービス」を策定します。
- ② **事業を開始する際の留意事項**等を整理した「スタートアップガイド」を策定します。
- ③ **事業者間の情報交換**等を通じた**事業者同士のネットワーク**を構築します。

※ 2 及び 3 の事業については、中山間地域等に対して優先枠等を設けます。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

橋渡し支援 ① スマート農業技術等の検索システムの構築 産地・生産者 相談窓口 ② 相談窓口の設置や専門家の産地等への支援 技術と産地の橋渡し 開発者 ③ スマート農業機械等のカスタマイズ	先進モデル支援 サービス事業体が産地や食品事業者等と連携したモデル的な取組をソフト・ハード一体的に支援 (取組イメージ) ① 食品事業者との連携による加工品生産、鉄コンテナ流通への転換 ② 複数産地の連携によるスマート農業機械の共用 ③ ドローン等の多作業・多品目利用
立ち上げ支援 JA出資型法人などサービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立を支援 ① ニーズ調査や試行的なサービス提供、人材の育成 ② サービス提供に必要な農業機械の導入	土台づくり支援 サービス事業の活用を促進するための事業環境の整備 ① 「標準サービス」の策定 ② 「スタートアップガイド」の策定 ③ サービス事業体のネットワーク構築

生産性向上を通じた農業の持続的な発展を実現

【令和7年度予算概算要求額 395,156（332,623）百万円】

＜対策のポイント＞

競争力強化のための農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、**国土強靱化**のための農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保水管理、農地等の湛水被害防止対策、ため池の防災・減災対策、流域治水対策、農道や集落排水等の生活インフラの整備等を推進します。

＜事業目標＞

- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約 8 割以上[令和 7 年度まで]
- 更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合（10割 [令和 7 年度まで]）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備 (農業競争力強化対策)

担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を図るため、農地中間管理機構との連携等により、**農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化等の基盤整備**を推進します（高収益作物・畑作物の作付に応じた促進費等を併せて交付）。また、水利用の高度化や水管理の省力化を図るため、**パイプライン化やICTの導入等による新たな農業水利システムの構築等**を推進します。

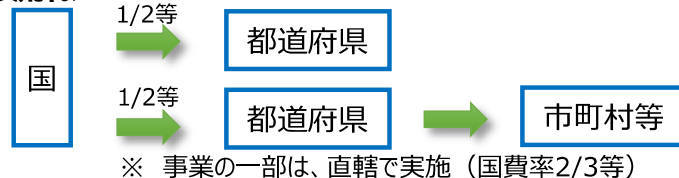
2. 農業水利施設の戦略的な保安全管理、防災・減災対策 (国土強靱化対策)

老朽化した農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保水管理、農地等の湛水被害防止対策、ため池の防災・減災対策、流域治水対策等を推進します。

3. 農村生活環境施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策 (国土強靱化対策)

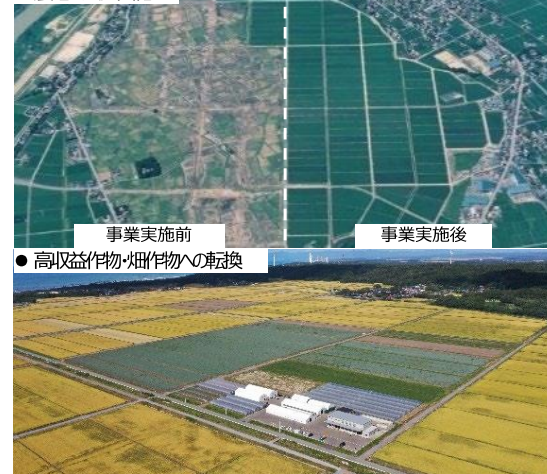
農村に人が安心して住み続けられる条件を整備するため、**農道や集落排水施設、地域資源利活用施設の整備等**を推進します。

＜事業の流れ＞



1. 農業競争力強化対策

- ## ● 農地の大区画化



2. 農業水利施設の保全、防災・減災対策



3. 農村生活環境施設の保全、防災・減災対策

- 情報通信環境の整備
(関連事業)

- ### ● 農道の整備



- 農業集落排水施設の整備



＜対策のポイント＞

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。

＜事業目標＞

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

地域の多様なニーズに応じて、以下の1～6を支援します（1～6は組み合わせることが可）。

1. 農地集積促進

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援します。

2. 高収益作物転換

高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、輪作体系の検討や栽培技術の研修会、高付加価値農業施設の設置等の高収益作物への転換に必要な取組を支援します。

3. スマート農業導入

スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等を支援します。

4. 病害虫対策

農地の土層改良や排水対策等の病害虫の発生予防・まん延防止に必要な基盤整備等を支援します。

5. 水田貯留機能向上

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備等を支援します。

6. 土地利用調整

多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備等を支援します。

※地域計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、機構集積推進費の活用が可能
※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能
（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

【実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等
【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2人以上 等

＜事業の流れ＞

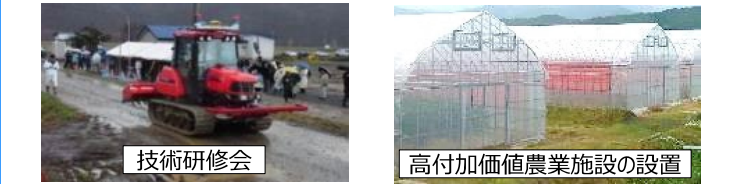


＜事業イメージ＞

きめ細かな耕作条件改善への支援



高収益作物への転換に向けた支援



スマート農業導入への支援



「田んぼダム」の取組支援



病害虫対策への支援



＜対策のポイント＞
農業水利施設のきめ細かな長寿命化対策や機動的な防災減災対策等を支援します。

- ＜事業目標＞
- 農業水路の長寿命化対策により安定的に農業生産が維持される農地面積（約20万ha〔令和7年度まで〕）
 - 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. きめ細かな長寿命化対策

- ① 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新※、パイプライン化、水管理のICT活用などによる水管理・維持管理の省力化、農業水利施設のスペア資材の確保を支援します。
- ② ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定、土地利用調整等を支援します。

2. 機動的な防災減災対策

- ① 災害の未然防止に必要な施設整備※（渇水時の用水補給のためのポンプ設置等を含む。）、リスク管理のための観測機器の設置、農業水利施設の撤去、ため池の廃止（災害による被災を契機に廃止することとなった農業用ため池の堤体の開削など、二次災害を防止するために行う応急対策を含む。）等の防災減災対策を支援します。
- ② ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
- ③ 合併浄化槽への転換により用途廃止される農業集落排水施設の単独撤去を支援します。
- ④ 流域治水対策のための農業水利施設への危機管理システムの整備等を支援します。

3. ため池の保全・避難対策

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、ため池サポートセンター等が行う管理者への指導・助言等の経費を支援します。（ため池サポートセンター等への支援について、定率助成の上限額を引上げ。）

4. 施設情報整備・共有化対策

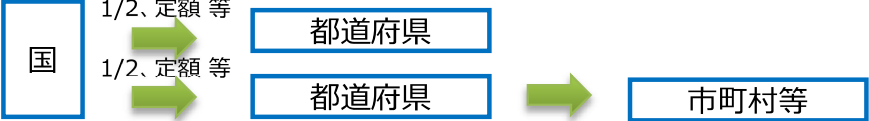
農業水利施設情報等のGIS化を支援します。

※農道施設整備を含む。

【実施区域】 農振農用地、生産緑地 等

【実施要件】 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、
工事期間原則3年（ため池の場合は5年）以内 等

＜事業の流れ＞



きめ細かな長寿命化対策



漏水防止のための整備



老朽化した施設の機能診断

施設情報整備・共有化対策



施設情報等のGIS化

機動的な防災減災対策



ため池の整備



ため池の廃止

ため池の保全・避難対策



ため池の現地パトロール

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)
防災課 (03-6744-2210)
設計課 (03-6744-2201)
地域整備課 (03-6744-2209)

＜対策のポイント＞

麦・大豆や野菜等の生産拡大を図るため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、**畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備**をきめ細かく機動的に支援します。

＜事業目標＞

基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. ハード事業

畑作物・園芸作物の生産性向上のための**畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備**、水稻から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な**排水改良やパイプライン化**等の基盤整備を支援します。

2. ソフト事業

実証ほ場の設置・運営、農業機械・施設のリース、果樹・茶に係る新植・改植支援、作付転換支援等の営農の転換等に向けた取組を基盤整備と一体的に支援します。

＜事業イメージ＞

畑地帯のきめ細かな基盤整備への支援



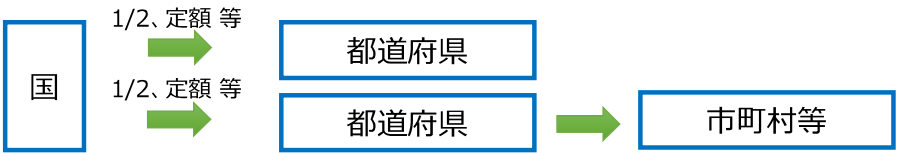
水田地域の作付転換への支援



【実施区域】 農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地）等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上、
工事期間原則5年以内 等

＜事業の流れ＞



<対策のポイント>

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

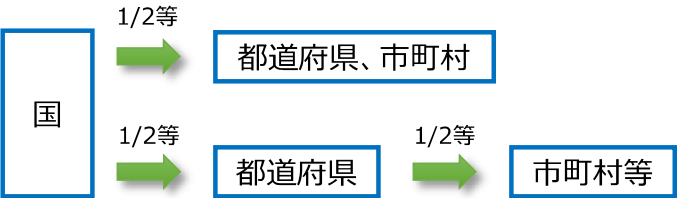
<事業目標>

- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上〔令和7年度まで〕）
- 木材供給が可能となる育成林の資源量の増加（25.5億m³〔令和10年度まで〕）
- ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率（64%〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した**農山漁村地域整備計画**を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の**生産現場の強化や防災力の向上のための事業**を選択して実施することができます。
 - ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
 - ② 森林分野：予防治山、路網整備等
 - ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。
3. 都道府県又は市町村は、**自らの裁量により地区ごとに交付金の配分**が可能です。
また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

交付金を活用した事業例

【農業農村基盤整備】

ほ場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進

老朽化した水路の整備・更新

【水産基盤整備】

漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）

漁村における津波避難対策（避難施設、避難経路の整備）

【森林基盤整備】

林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】

津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進

津波・高潮対策としての水門整備

（共通）切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

【お問い合わせ先】（農業農村分野）農村振興局地域整備課（03-6744-2200）
（森林分野）林野庁計画課（03-3501-3842）
（水産分野）水産庁防災漁村課（03-6744-2392）

56 経営所得安定対策

【令和7年度予算概算要求額（所要額）253,138（248,294）百万円】

＜対策のポイント＞

諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する**畑作物の直接支払交付金**及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する**米・畑作物の収入減少影響緩和交付金**を担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。

＜政策目標＞

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

＜事業の内容＞

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）200,373（199,236）百万円

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額）44,604（41,924）百万円

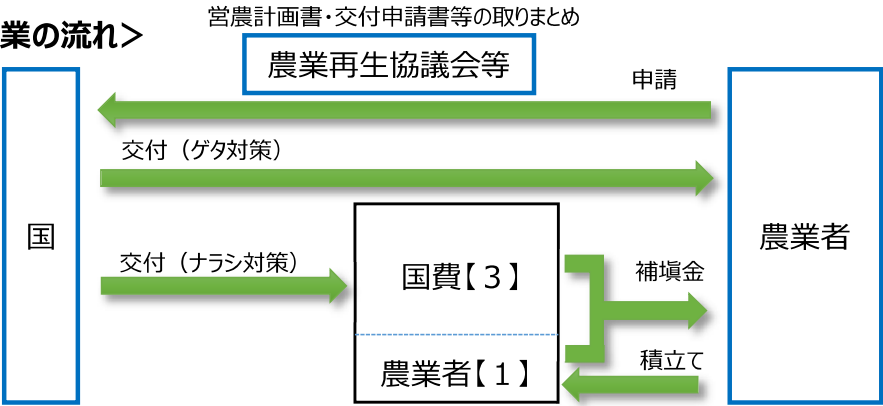
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの令和6年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から補填します。

3. 経営所得安定対策等推進事業等

8,161（7,134）百万円

農業再生協議会が行う水田収益力強化ビジョン等の作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

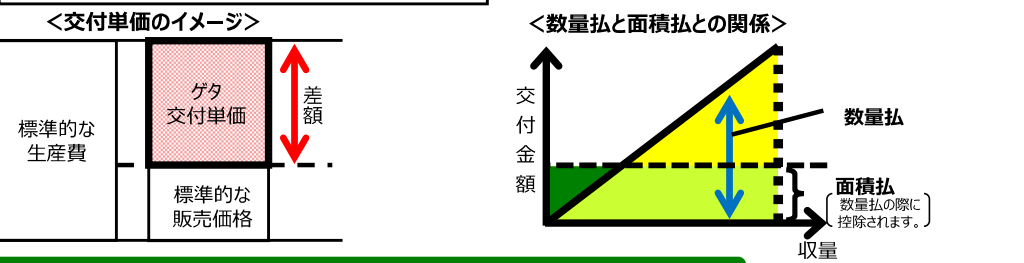
畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

〔交付単価〕（令和5年産～7年産まで適用）数量払の交付単価は品質区分に応じて設定

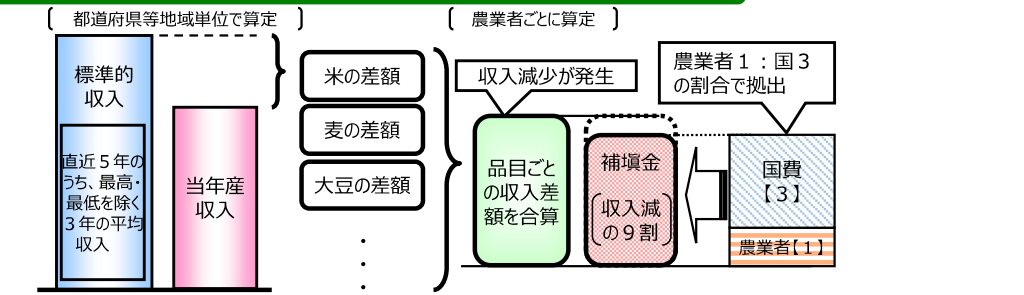
対象作物	平均交付単価		対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け		課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg	てん菜	5,070円/1t	5,290円/1t
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg	でん粉原料用ばれいしょ	14,280円/1t	15,180円/1t
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg	そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg	なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg			

〔面積払〕 当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）



<対策のポイント>

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する収入保険制度を実施します。

<事業目標>

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 保険金及び特約補填金の支払を1ヶ月以内に実施した割合（目標：100%）

<事業の内容>

1. 農業経営収入保険料・特約補填金の国庫負担

42,692（31,879）百万円

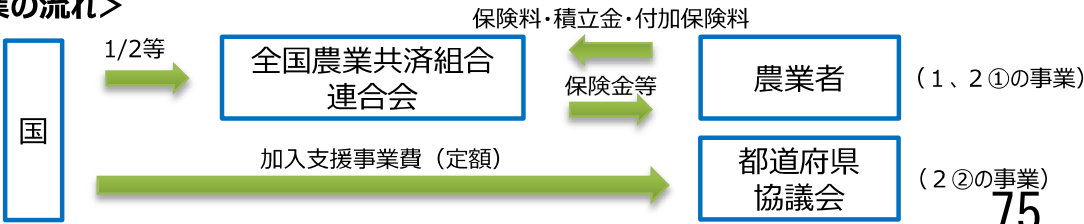
- ① 農業経営収入保険料国庫負担金
保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。
- ② 農業経営収入保険特約補填金造成費交付金
積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。

2. 農業経営収入保険に係る事務費及び加入支援

3,117（2,921）百万円

- ① 農業経営収入保険事業事務費負担金
収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会（全国連合会）に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担します。
- ② 収入保険加入支援事業
全国連合会の業務委託先のほか、JA、農業会議、法人協会などの関係機関が普及体制（都道府県協議会）を構築して取り組む、収入保険の普及活動を支援します。

<事業の流れ>

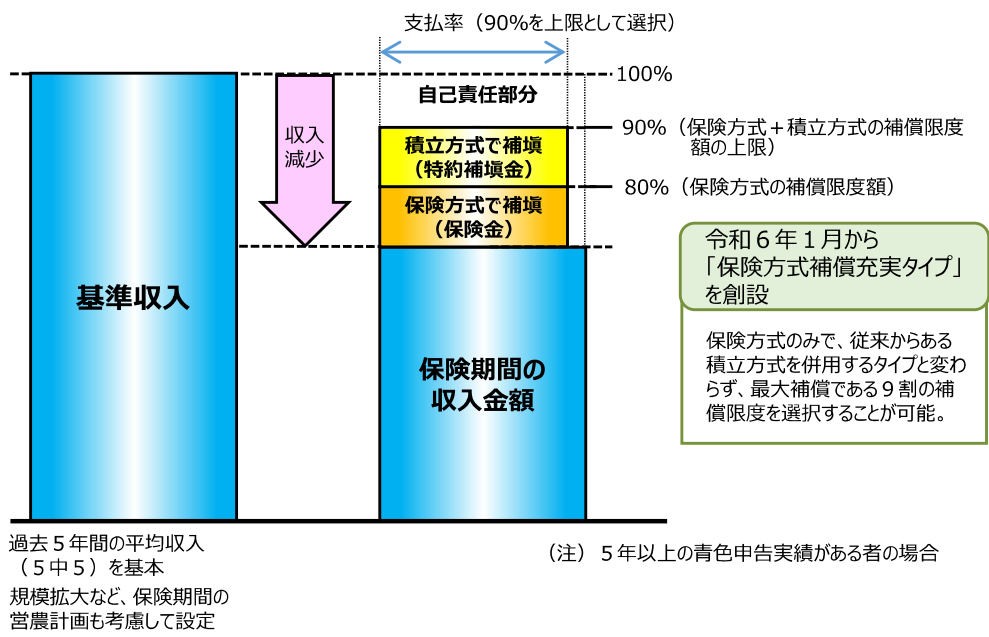


<事業イメージ>

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

- 具体的には、
- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
 - ② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補填金）」の組合せで補填します。



58 農業共済事業の実施

【令和7年度予算概算要求額（所要額）81,557（81,363）百万円】

＜対策のポイント＞

農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を補填する農業共済事業を実施します。

＜事業目標＞

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 共済金の支払に係る事務を標準処理期間内（30日）に処理した割合（目標：100%）

＜事業の内容＞

1. 共済掛金国庫負担金（所要額）47,414（47,410）百万円

農業者が支払うべき共済掛金の約1/2を国が負担します。

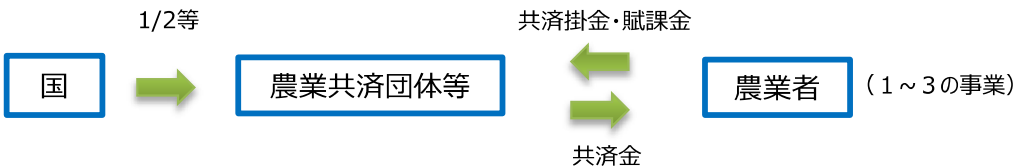
2. 農業共済事業事務費負担金 33,693（33,502）百万円

農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費等）を国が負担します。

3. 家畜共済損害防止事業交付金 450（450）百万円

農業共済組合連合会及び特定組合に対し、農林水産大臣が指定した疾病について計画的かつ組織的な検査指導、組合員研修等の損害防止事業の実施に要する経費の一部を交付します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填しており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払います。

共済事業の種類と対象品目等

共済事業	対象品目等
農作物共済	水稻、陸稻、麦
家畜共済	牛、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む）

対象事故

- 【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】
風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害、鳥獣害 等
- 【家畜共済】
家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

損害防止

農業共済団体が被害低減のための損害防止事業を実施
家畜共済の対象疾病：呼吸器疾患、周産期疾患、新生子疾患、乳房炎 等

【お問い合わせ先】（1の事業） 経営局保険課 （03-6744-2175）
（2、3の事業） 経営局保険監理官 （03-3502-7380）

59 野菜価格安定対策事業

【令和7年度予算概算要求額（所要額）15,618（15,621）百万円】

<対策のポイント>

野菜（指定野菜・特定野菜）の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、産地単位での計画的な生産・出荷に取り組むとともに、**価格低落時には生産者補給金等を交付**します。

<政策目標>

野菜の取引価格の安定化（取引価格が平年比80%~120%に収まる期間の割合：56%〔平成28年度〕→ 68%〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 指定野菜価格安定対策事業

「指定産地」で生産され、卸売市場に出荷される「指定野菜」の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。

2. 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

「特定産地」で生産され、卸売市場に出荷される「特定野菜」等の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。

3. 契約指定野菜安定供給事業

「指定産地」で生産される「指定野菜」の契約取引を対象に、不作時に不足分を市場から調達した場合等に、交付金等を交付します。

4. 契約特定野菜等安定供給促進事業

「特定産地」で生産される「特定野菜」等の契約取引を対象に、不作時に不足分を市場から調達した場合等に、交付金等を交付します。

5. 契約野菜収入確保モデル事業

産地を問わず、「指定野菜」の契約取引を対象に、契約数量の確保に必要な余裕作付分の出荷調整等を行った場合等に、交付金を交付します。

6. 緊急需給調整事業

「指定野菜」のうち重要野菜・調整野菜の価格が著しく低下し、出荷調整を行った場合等に、交付金を交付します。

<事業イメージ>

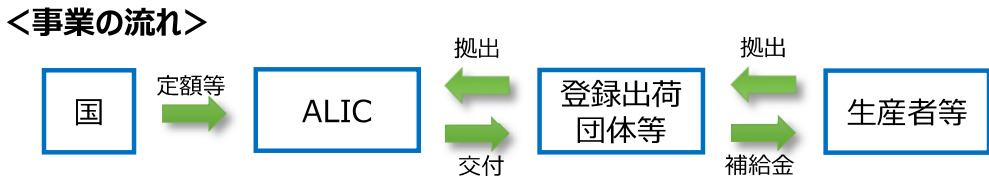
【基本的仕組み】

〔指定野菜価格安定対策事業〕

〔緊急需給調整事業〕

指定野菜（14品目）：国民消費生活上重要な野菜
キャベツ※、きゅうり、さといも、だいこん※、トマト、なす、にんじん※、ねぎ、はくさい※、ピーマン、レタス※、たまねぎ※、ばれいしょ、ほうれんそう ※は重要野菜または調整野菜
★ ブロッコリーを令和8年度事業から指定野菜に追加
（令和6～7年度に特定野菜からの移行準備を進め、令和8年度事業から適用）

特定野菜（35品目）：国民消費生活上や地域農業振興の観点から指定野菜に準ずる重要な野菜
アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが



60 肉用牛繁殖・肥育の経営安定対策

【令和7年度予算概算要求額（所要額）163,953（163,953）百万円】

＜対策のポイント＞

肉用牛繁殖・肥育の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

（CPTPP協定等の発効を踏まえて、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）については補填率の引上げを実施し、肉用子牛生産者補給金制度については保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直しました。（平成30年12月））

＜政策目標＞

牛肉の生産量の増加（33万t〔平成30年度〕→40万t〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛生産者補給金 (所要額) 66,227 (66,227) 百万円

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付します。

2. 肉用肥育経営安定のための支援

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）

(所要額) 97,726 (97,726) 百万円

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者負担金の積立による積立金から支出します。）。

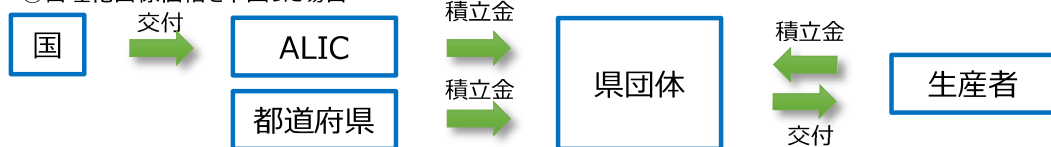
＜事業の流れ＞

(1 の事業)

①保証基準価格を下回った場合

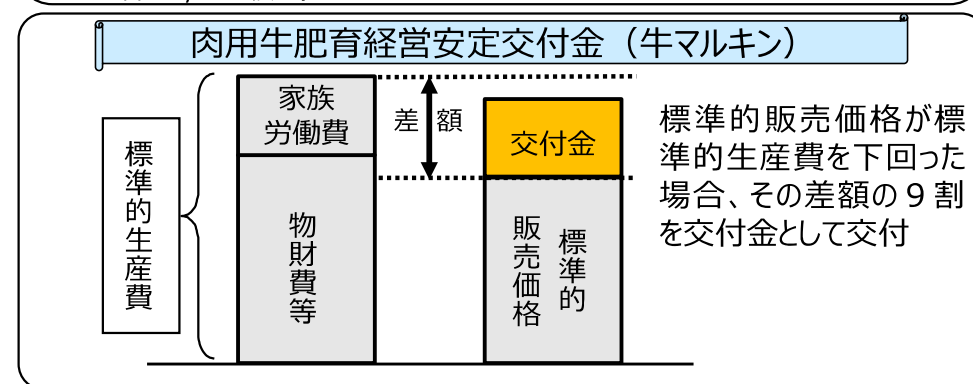
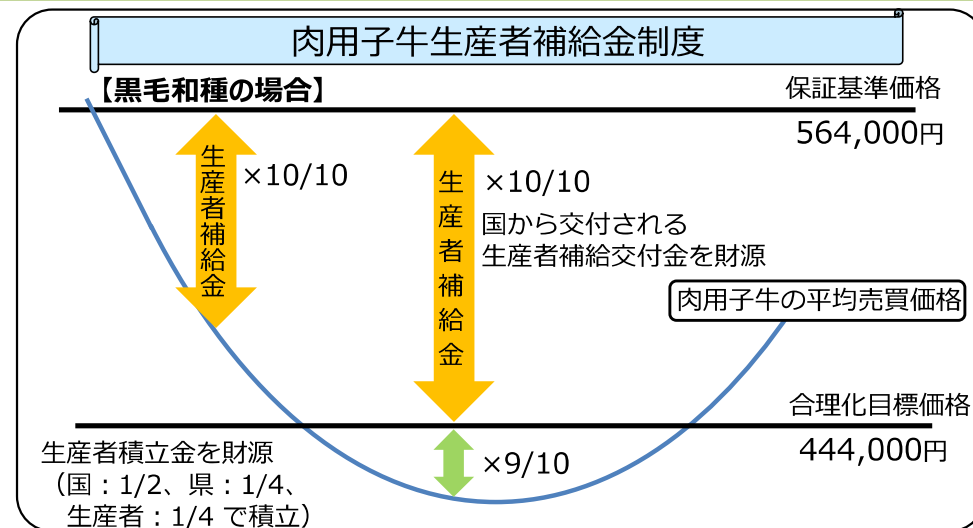
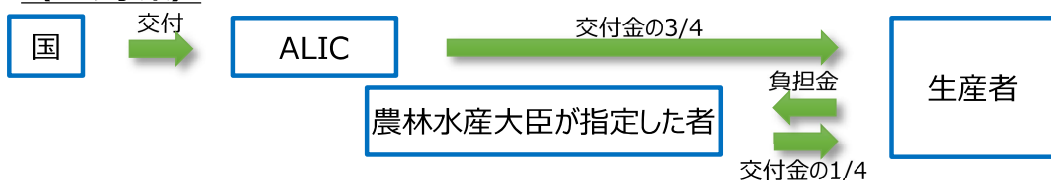


②合理化目標価格を下回った場合



積立金 国：生産者：都道府県 = 2：1：1

(2の事業)



〔お問い合わせ先〕 (1の事業) 畜産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)
(2の事業) 企画課 (03-3502-5979)

＜対策のポイント＞
養豚及び採卵養鶏の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。
（CPTPP協定等の発効を踏まえて、肉豚経営安定交付金（豚マルキン）については、補填率等の引上げを実施。（平成30年12月））

＜政策目標＞

- 豚肉の生産量の増加（90万t〔平成30年度〕→92万t〔令和12年度まで〕）
- 鶏卵価格の安定化（卸売価格の変動幅：平均卸売価格の±25%以内〔毎年度〕）

＜事業の内容＞

1. 養豚経営安定のための支援

肉豚経営安定交付金（豚マルキン）（所要額）16,804（16,804）百万円

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者負担金の積立てによる積立金から支出します。）。

2. 採卵養鶏経営安定のための支援

鶏卵生産者経営安定対策事業（所要額）5,174（5,174）百万円

① 鶏卵価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填します。

② 鶏卵価格が安定基準価格を下回った場合に鶏舎を長期に空けて需給改善を図る取組を支援します。

③ 確度の高い鶏卵の需給見通しの作成等を支援します。

＜事業の流れ＞

（1の事業）

国 → 交付 → ALIC → 積立金 国：生産者＝3：1 → (ALICに積立) → 負担金 → 生産者 → 交付金

（2の事業）

積立金 国：生産者＝1：5

（①）国 → 日本養鶏協会 → 積立金 → 生産者 → 補填金

協力金 国：生産者＝3：1

（②）国 → 日本養鶏協会 → 協力金 → 生産者 → 奨励金

（③）国 → 日本養鶏協会 → 定額

＜事業イメージ＞

肉豚経営安定交付金（豚マルキン）

標準的生産費 { 家族労働費, 物財費等 } 差額 交付金 標準的販売価格

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、差額の9割を交付金として交付

鶏卵生産者経営安定対策事業

標準取引価格 補填基準価格 安定基準価格

差額の9割を補填（①）

30日前 40日前※2 30日後※1 40日後※1,2

②の奨励金の対象となる成鶏の出荷

奨励金単価 ()内は10万羽未満飼養生産者

・空舎期間 60日以上 90日未満 210円/羽 (310円/羽)

・空舎期間 90日以上 120日未満 420円/羽 (620円/羽)

・空舎期間 120日以上 150日未満 630円/羽 (930円/羽)

・食鳥処理場への奨励金 47円/羽

※1 安定基準価格を上回る日の前日までに、食鳥処理場に予約されている場合。

※2 10万羽未満飼養生産者に限る。

【お問い合わせ先】（1の事業）畜産局企画課 (03-3502-5979)

（2の事業）食肉鶏卵課 (03-3502-5989)

62 酪農経営安定対策

【令和7年度予算概算要求額（所要額）43,696（43,696）百万円】

＜対策のポイント＞

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）について生産者補給金を交付するとともに、指定事業者に対し集送乳調整金を交付します。また加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填を行います。

＜政策目標＞

生乳の生産量の増加（728万t〔平成30年度〕→780万t〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 加工原料乳を対象とする生産者補給金等の交付

（所要額）37,748（37,748）百万円

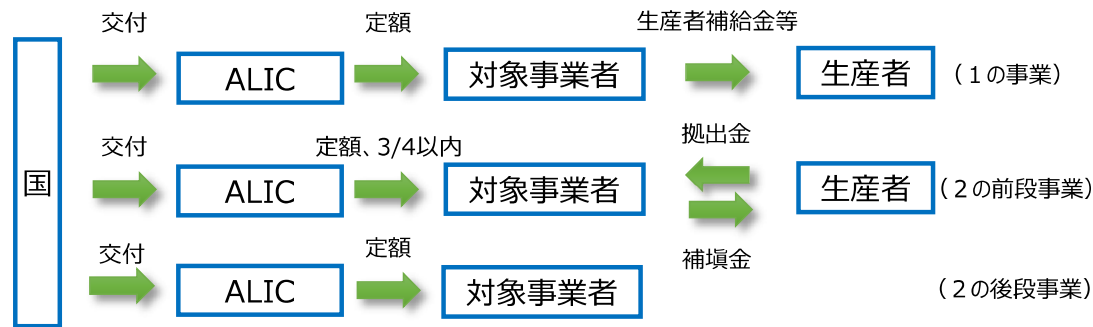
畜産経営の安定に関する法律に基づき、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳について生産者補給金等を交付します。

2. 加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填

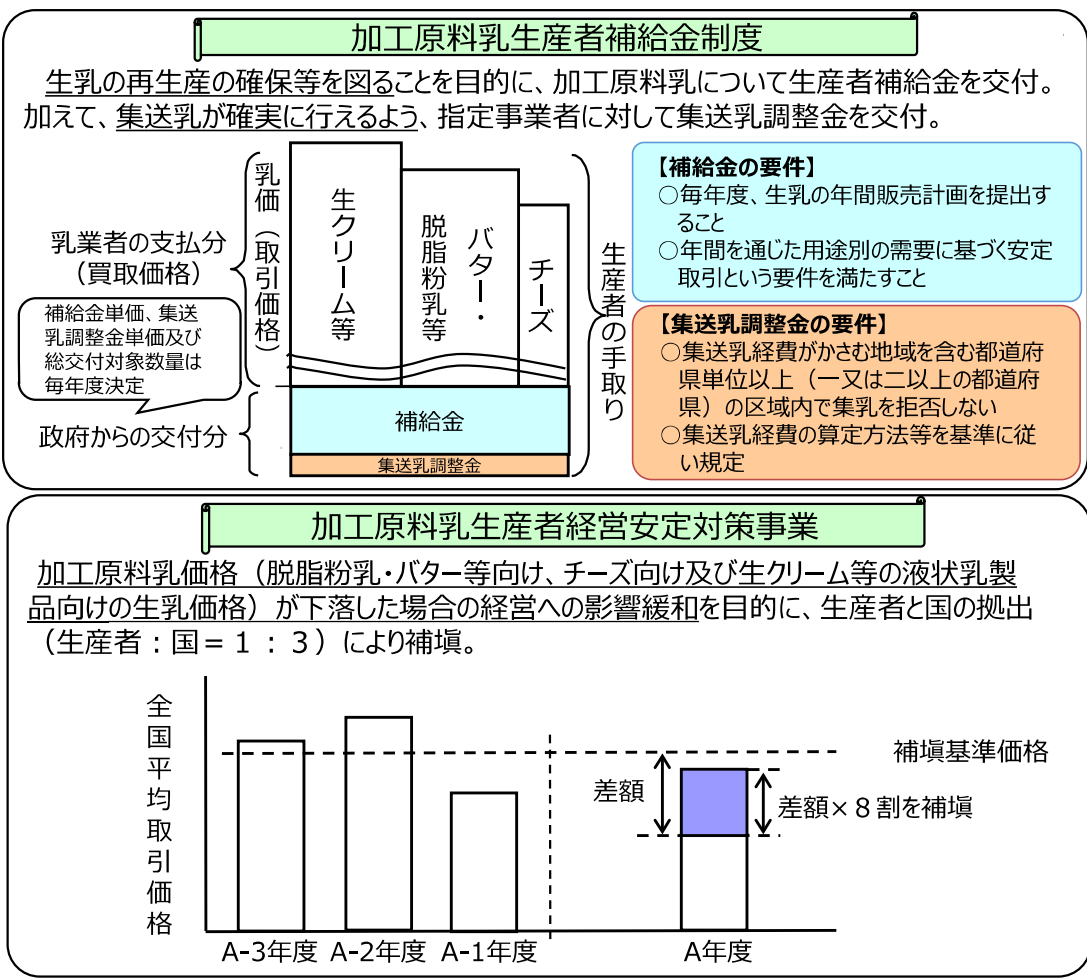
（所要額）5,948（5,948）百万円

加工原料乳の取引価格が補填基準価格（過去3年間の取引価格の平均）を下回った場合に、生産者に補填金（低落分の8割）を交付する事業を引き続き実施するとともに、経営安定機能の強化を図るための事業機能の拡充の検討に要する経費を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【令和7年度予算概算要求額 家畜伝染病予防費 5,761 (5,761) 百万円
国内防疫・水際対策 3,532 (3,069) 百万円】

畜産振興、畜産物の安定供給と輸出促進を図るため、家畜伝染病予防法に基づき、**豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底**するとともに、**地域の家畜衛生を支える産業動物獣医師の確保・育成を図ります。**

- 家畜・養殖水産物の伝染性疾病的発生予防・まん延防止
- 地域における産業動物獣医師の育成・確保

＜事業イメージ＞

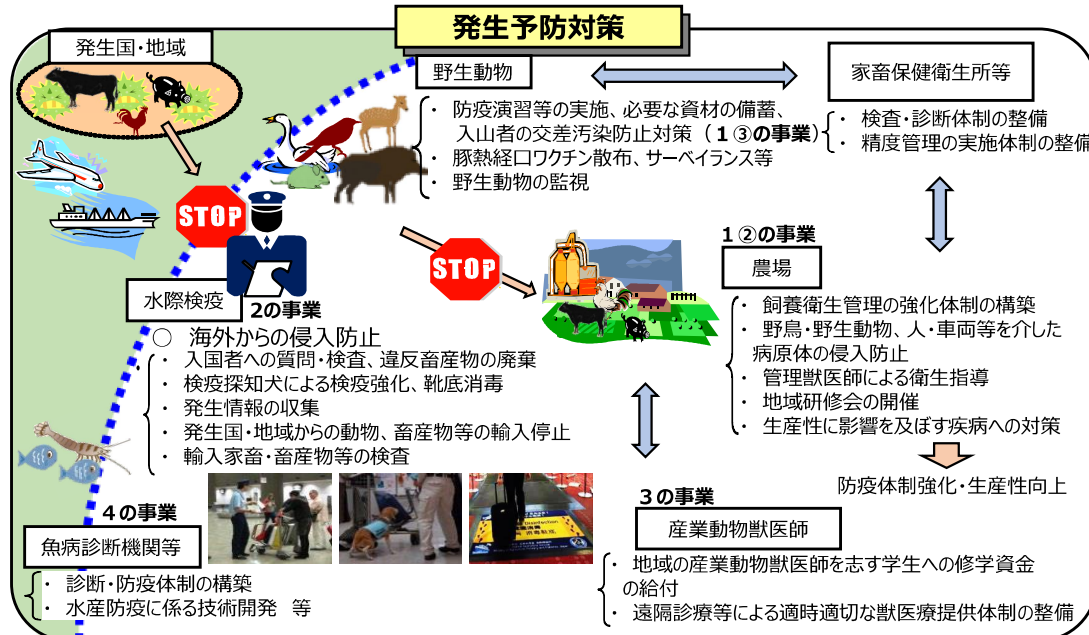
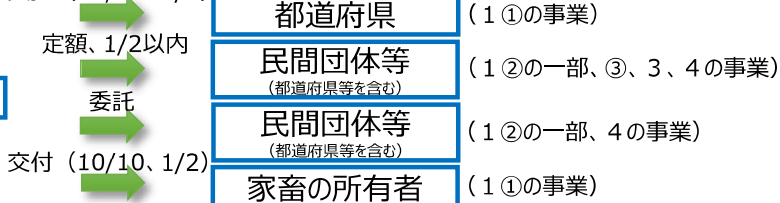
- ① 豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等が発生した際に、家畜伝染病予防法に基づく**防疫経費の支援、手当金・特別手当金の交付**を行います。
- ② **防疫体制強化・農場生産性向上**に向け、ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛サルモネラ症等に対する**家畜衛生対策**、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱対策にも資する農場の**飼養衛生管理強化、衛生害虫対策の専門家等による衛生管理指導**の実施等を支援するとともに、**防疫作業の効率的かつ持続的な方法を検証**します。
- ③ **野生動物におけるアフリカ豚熱の防疫体制の整備**にむけた支援をします。

- 動物検疫所において、人や物を介したアフリカ豚熱等の伝染性疾病の我が国への侵入を防止するため、**入国者への質問・検査、検疫探知犬の探知業務、制度の周知・広報活動の実施等、水際での検疫措置の徹底**を図ります。

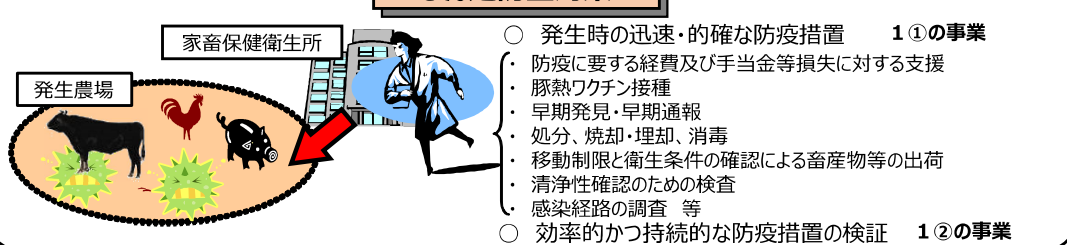
- 産業動物獣医師への就業を志す獣医学生等に対する修学資金の給付、獣医学生のインターンシップなど産業動物分野への関心を高める取組、遠隔診療等による適時適切な獣医療の提供体制整備についての取組等を支援します。

- 水産動物の防疫上重要な疾病のサーベイランス等の実施、遠隔診療技術と電子カルテ等を活用した広域迅速診断体制の構築等を支援します。**

負担 (10/10、1/2)



万が一の発生時には・・・



[お問い合わせ先] (1、2の事業) 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-5994)
 01 (3、4の事業) 畜水産安全管理課 (03-6744-2103)

＜対策のポイント＞

鳥インフルエンザ・豚熱等の家畜の伝染性疾病やジャガイモシロシストセンチュウ等の農作物の安定生産に影響のある病害虫の発生予防・まん延防止、国産農畜水産物の安全性の向上及び食育の推進に向けた都道府県等の取組を支援します。

＜事業目標＞

- 家畜・養殖水産動物の伝染性疾病や農作物の病害虫の発生予防・まん延防止
- 特定の有害化学物質・微生物の食品からの摂取量が科学的評価に基づき設定された耐容摂取量等を超えないように抑制
- 第4次食育推進基本計画の目標の達成〔令和7年度まで〕

＜事業の内容＞

1. 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止

- ① 家畜・養殖水産動物の伝染性疾病の発生予防・まん延防止に向けた取組を支援します。具体的には、地域一体となった衛生管理向上及び農場の分割管理の取組、都道府県における検査実施体制の強化及び野生動物での豚熱・アフリカ豚熱の検査の促進等について支援します。
- ② ジャガイモシロシストセンチュウ等の緊急防除、アリモドキゾウムシ等の根絶防除、クビアカツヤカミキリやミカンコミバエ種群等の新たに侵入した病害虫のまん延防止対策や薬剤抵抗性の発達等により地域で防除が困難となっている病害虫に対する防除対策の確立等を支援します。

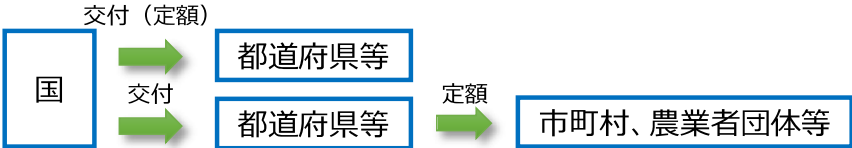
2. 国産農畜水産物の安全性の向上

国民の健康の保護を最優先としつつ、食料供給の各段階において、科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組を支援します。

3. 食育の推進

第4次食育推進基本計画の目標達成に向けて、生産者と消費者との交流や学校給食における地場産物の活用の促進のほか、産学連携による効果的な食育の取組など、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止

- ① 鳥インフルエンザ、豚熱を始めとする家畜や野生動物の伝染性疾病への対応
 - (ア) 衛生管理向上のための鶏舎入気口フィルターや細霧装置の整備、農場の分割管理のため追加で必要となる設備・機器の整備
 - (イ) 都道府県における検査実施体制及びバイオセキュリティの高度化を図るための施設等の整備
 - (ウ) 野生動物での豚熱・アフリカ豚熱の浸潤状況を把握するため、検査の促進を図る取組等を支援
- ② 農作物の病害虫の発生予防・まん延防止
 - (ア) ジャガイモシロシストセンチュウ、アリモドキゾウムシ、クビアカツヤカミキリ、ミカンコミバエ種群等の甚大な被害を与えるおそれのある病害虫のまん延防止対策
 - (イ) 薬剤抵抗性の発達等により地域で防除が困難となっている病害虫に対する地域の実態に応じた防除体系の確立等を支援



鳥インフルエンザの症状



豚熱の症状



ジャガイモシロシストセンチュウ(根に付着する粒)



クビアカツヤカミキリ



ミカンコミバエ種群

2. 国産農畜水産物の安全性の向上

- ① 有害化学物質・微生物のリスク管理措置の導入等を支援
- ② 農業生産段階におけるリスク管理措置の推進
- ③ 農薬の適正使用等の推進
- ④ 海洋生物毒等の監視の推進
- ⑤ 下水汚泥資源等を用いた肥料の安全性確保の推進

3. 食育の推進

- ① 食育を推進するリーダーの育成
- ② 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進
- ③ 地域における共食の場の提供
- ④ 学校給食における地場産物活用の促進、和食給食の普及等

65 「予防・予察」に重点を置いた総合防除の推進

【令和7年度予算概算要求額 5,915（2,423）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

効果的な病虫害防除による生産力の向上と環境負荷の低減を通じた農業生産の持続性の確保の両立に資する、化学農薬のみに依存しない「予防・予察」に重点を置いた総合防除を推進していくための取組を支援します。

＜事業目標＞

- 「予防・予察」に重点を置いた総合防除体系の確立による、生産力向上と農業生産の持続性の確保の両立
- 化学農薬の使用量（リスク換算）の50%低減〔令和32年まで〕

＜事業の内容＞

1. 食料安定生産に資する新たな病虫害危機管理対策・体制の構築事業

146（52）百万円の内数

- ① 精緻かつ迅速な発生予察の実現に向け、新たな発生予察の調査手法及び発生予察情報の提供手法を確立します。
- ② 農業者による適切な総合防除の実践を図るため、総合防除に必要な手順、技術等を網羅した総合防除実践マニュアルを整備します。
- ③ 独自の先進的な総合防除技術等の経験・知見を有する民間事業者が行う、総合防除技術等の新たな産地に導入するための現地指導等を支援します。

2. 総合防除の普及

2,269（1,720）百万円の内数

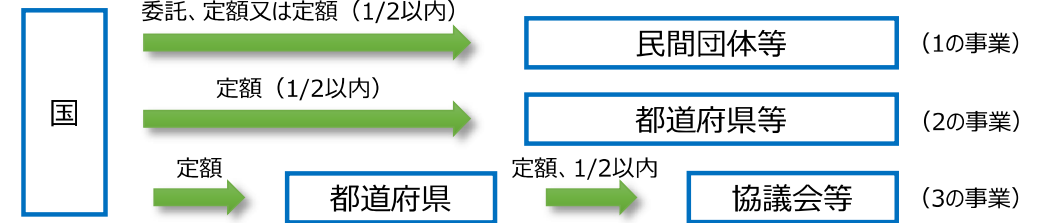
総合防除の普及のため、地域の実情に応じた総合防除体系の確立に向けた防除体系の実証を支援します。また、指導者の育成に必要な研修、講習等への参加・開催を支援します。

3. みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちグリーンな栽培体系加速化事業

3,500（650）百万円の内数

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、化学農薬低減等の「環境にやさしい栽培技術」と慣行の栽培に比べ「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換に向けた取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

